

埼玉弁護士会々報



2023年8月
No.104

内
容

2023年度 新執行部のごあいさつ

〈特集〉刑事事件 判決を受けてのそれから

新入会員 自己紹介

● 2023年度 新執行部のごあいさつ

埼玉弁護士会会長	尾崎 康	2
埼玉弁護士会副会長	出井 宏幸	4
埼玉弁護士会副会長	小木 出	6
埼玉弁護士会副会長	渡邊 享子	8
埼玉弁護士会副会長	井合 翼	10
埼玉弁護士会副会長	村上 貴一	12

● 特集① 刑事事件 判決を受けてのそれから

◆ シェルター制度の意義と概要		
刑余者等社会復帰支援対策委員会委員長	吉廣 慶子	14
◆ 社会復帰支援委託援助制度の運用状況		
刑余者等社会復帰支援対策委員会委員	平原 興	20
◆ 東松山シェルターにおける支援の実践例		
一般社団法人 Haanet 理事	高谷あすか	22
◆ 緊急一時支援シェルターを通じた支援の要点～14年間の歩みから～		
特定非営利活動法人ほっとポット 代表理事	宮澤 進	25

● 特集② 沖縄視察の報告書

人権擁護委員会	29
---------	----

● ニューフェイスです よろしくお申し込みします！

新入会員 自己紹介	40
-----------	----

遠藤 吏恭	小畑 駿	抱井 俊輔	田川 亮	種子 幸奈
中西 辰憲	松澤 正則	松本 淳	真中 愛	宮本 澄香
望月 一平	安田伸一郎	渡邊 千晃		

会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会会長

尾崎 康



1 はじめに

2023（令和5）年度会長に就任しました尾崎康です。

大学卒業後、裁判所事務官、同書記官、民間企業勤務などを経て司法試験に合格、東京修習の後、1997年に埼玉弁護士会に登録しました。その後、弁護士任官制度により2004年から2009年まで裁判官に任官（横浜地裁、名古屋地裁）、同年に埼玉弁護士会に再登録しました。2013年度に、池本誠司会長の下、副会長を務めました。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2 埼玉弁護士会について

埼玉弁護士会に登録する弁護士数は2023年6月1日現在で960名です。2000年3月31日時点では283人でしたから、だいぶ多くなりました。

埼玉弁護士会の役員は、会長と5名の副会長、3名の監事で構成されます。また、常議員（定員30名。現在は27名）で組織される

常議員会があり、会の運営に関する事項など、さまざまな議案を審議しています。当会の会長声明は常議員会の承認を得て発出されます。

また、会内に、7つの常置委員会（資格審査、懲戒、綱紀、人権擁護、司法修習、紛議調停、選挙管理）があるほか、現在、42の特別委員会、7つの対策本部、14のプロジェクトチーム、3つの部会があります。これら多くの組織によって、弁護士会内部の重要事項の処理のほか、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命（弁護士法1条1項）に基づくさまざまな活動が行われています。これらの委員会等の活動こそが弁護士会の駆動力となっているのです。

このように弁護士会の活動は広範な分野に及んでいますが、その中で私が最近の重要課題と思う事柄のいくつかをご紹介します。

3 袴田事件と再審法改正について

ご存じのとおり、2023年3月13日、東京高裁は袴田事件の第2次再審請求につき検察官の即時抗告を棄却する決定をし、検察官が特別抗告を断念したことから、2014年3月27日の静岡地裁再審開始決定（死刑執行停止も決定）がようやく確定しました。

袴田巖さんは、えん罪により死刑判決を受け（1980年11月に最高裁で確定）、死刑執行の恐怖の中で長期間身体を拘束されたことから、精神を病みました。またも権力による

すさまじい人権侵害が行われたという事実から、目をそらすことは許されません。

本稿執筆時点で未だ再審公判は開始されていませんが、現在87歳の袴田巖さんに対し、一刻も早く再審無罪判決がなされるべきです。

また、再審法の不備のために、えん罪被害者救済のための時間とエネルギーが掛かり過ぎるだけでなく、裁判官によって審理の姿勢や方法が異なるという事態になっています。えん罪被害者の迅速な救済のため、速やかに再審法の改正を行うべきです。当会は、2023年6月30日、「現行刑事訴訟法における「再審法」の速やかな改正を求める総会決議」を行いました。

4 ジェンダーギャップ問題について

世界経済フォーラムが発表した2023年版「グローバルジェンダーギャップレポート」によると、日本のジェンダーギャップ（男女格差）指数は、146カ国中125位、前年から9ランクダウンで過去最低とのこと。憂慮すべき事態です。

埼玉弁護士会の女性弁護士は2023年6月1日現在で173名、弁護士数の18%です。弁護士という仕事は、万人に平等である法を武器にたたかうものであり、性別にかかわらず活躍できる仕事です。さらに女性弁護士が増えていただきたいと思います。

埼玉弁護士会では、前年度、会内における男女共同参画を推進すべく、男女共同参画推進本部が設置されました。女性弁護士が活躍するうえで障害となっているものを見つけ、取り除いていく必要があります。

過去、当会の女性会長は海老原夕美先生（2008年度）お一人です。女性副会長は、前

年度2名、今年度1名です。常議員中の女性は今年度8名です。もちろん、無理強いをしてはいけませんが、多くの女性弁護士に役員や常議員になっていただくことが大切だと思います。

その際、女性は定員の半分に、などと考える必要もないでしょう。米国最高裁の女性判事であった有名なルース・ベイダー・ギンズバーグ（RBG）さんは、最高裁判事に女性は何人いれば十分と思うか、と聞かれて、次のように答えたとのこと。全員よ、だって長い間、全員が男性だったじゃない（意識）。

5 貧困問題について

国民生活基礎調査によると、各世代を含む全体の貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%であり、ひとり親世帯の貧困率は44.5%にのぼるということです。貧困状態の子どもは、必要な栄養を取ることもできず、文房具なども買えず、学校行事に参加することもできないという実態があります。貧困は子ども虐待の温床にもなっています。早急に貧困問題の実効的な解決が図られなくてはなりません。

6 最後に

政府は、自衛権の行使範囲を拡大する閣議決定を繰り返し、大規模な防衛費の増額を打ち出していますが、平和主義に反する危険な動きであると言わざるを得ません。当会は、2023年2月に「安保三文書を改定する閣議決定の撤回を求める会長声明」を发出しています。

今後とも、埼玉弁護士会は、人々の人権と平和を守る活動を続けてまいります。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

出井 宏幸



令和5年度の埼玉弁護士会副会長に就任しました60期の出井(でい)宏幸でございます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、生まれも育ちも、さいたま市(旧大宮市)で、現在もさいたま市内に在住しております。司法修習終了後、浦和の荒川法律事務所に入所し、現在に至っております。今まで弁護士会の委員会としては、企画広報委員会、業務対策委員会、業務広告調査委員会等に所属させていただきました。

副会長就任直後は、暗中模索で進んできましたが、早いもので既に3か月が経過しました。その間、法曹関係者、行政機関の長、また関係士業の方々など多くの方々とお会いし、様々な意見交換をさせていただくことができました。その機会において「コロナ明け元年」というのはまだ早すぎるかもしれませんが、確実に社会が活性化していることを、身をもって感じさせられました。

社会の活性化に伴い、人、物、金等が頻繁

に動き出し、それに伴い様々な法的問題が起こっております。

また、新型コロナウイルス規制の下、急激に加速化していったIT化により、その変化を利用した悪質な業者等の問題等も生じており、その救済が急務であります。

さらに、円安、物価高騰に伴い、労働者、中小・零細企業救済も必須な状態であります。また、中小・零細企業の役員の高齢化により、円滑な事業承継等も不可避であり、関係士業とも連携しながら、対応したいと考えております。

その他も、男女共同参画、昨今頻繁に生じる災害等についても、埼玉弁護士会として市民の一人一人に行き届くよう活動していく予定です。

未だ、理解不足で行き届かない点があると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

弁護士会内においては、弁護士会事務局関係、財務関係を中心に、そして、総務委員会、会館建設特別委員会、企画広報委員会、厚生委員会、業務広告調査委員会、弁護士業務対策委員会、法律相談センター運営委員会等を担当させていただきます。十数年前の新入会員時から参加している委員会から、今まで全く関わってこなかった委員会もございますが、この3か月で多くの勉強をさせていただき、少しばかりは視野が広がりつつあります

ので、今後とも、委員も皆様の活発なご意見をお聞きできたらと考えております。

また、過日の埼玉弁護士会の定時総会においては、すべての議案の可決承認をいただきました。承認いただきました議案について、会員の皆様のご意向の重さを胸に適切に執行させていく所存であります。

また、今年度は、埼玉弁護士会では、7月21日に日本弁護士連合会のADR全国連絡協議会が埼玉で開催されました。

さらに、9月29日には関東弁護士会連盟のシンポジウム・定期大会が同じく埼玉で開催されます。同大会は、関弁連のシンポジウム委員会も着々と準備が進んでいると聞いており、特別講演の内容も大変興味深いテーマとなっております。

その他にも8月2日に「ジュニアロースク

ール」等イベントも開催され、コロナによる規制も大幅に緩和され、各種イベント等も活性化しております。

また、さいたま地方裁判所においても、「Mints」が導入され、10月からはインボイス制度も開始されるなど、新たな制度等も導入されております。

今後も一副会長として、これらに対応し、正に「温故知新」が実現できるように務めていきたいと考えております。

最後になりますが、力不足は承知しておりますが、副会長に就任したからには、会長のもと、会員の皆様が、弁護士として社会的な役割を担うため、少しでもより良い弁護士会にするため、汗水垂らして、尽力させていただく所存です。

皆様、よろしくお願い申し上げます。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

小木 出



2023 年度の副会長に就任致しました、小木出（おぎいずる）です。越谷支部所属で、61 期です。

弁護士登録して 15 年、埼玉東部法律事務所に所属し、この埼玉弁護士会にはお世話になりました。そこで、少しでも恩返しができると思います、この度、副会長を引き受けさせていただきます。

主に、刑事系の委員会を担当しているため、近時の刑事系のトピックについて、以下述べたいと思います。

1 「再審法」の速やかな改正を 求める総会決議

当会では、令和 5 年 6 月 30 日、定時総会が開催され、現行刑事訴訟法における「再審法」の速やかな改正を求める総会決議が議決されました。

刑事の再審手続規定については、刑事訴訟法第 435 条～第 453 条までのわずか 19 条しか存在していません。また、現行刑事訴訟法が施行されてから、70 年以上にわたり、上

記諸規定については、法改正が一度もなされておらず、法の不備が指摘されているところです。そこで、本総会決議では、特に問題があると考えられる 2 点、すなわち、全面的な証拠開示の制度化と検察官の不服申立の禁止について、法改正を求めています。

1 目については、再審における証拠開示を定めた明文の規定が存在しないため、証拠開示の範囲等について、担当する裁判所によって大きな格差が生じているという弊害（いわゆる再審格差）があります。

2 目については、いわゆる袴田事件において、今年の 3 月 13 日に、再審開始決定を支持する旨の東京高等裁判所の決定がなされましたが、既に、2014 年 3 月の時点で静岡地方裁判所において再審開始決定がなされているのであり、これに対し、検察官による不服申立がなされたことにより、9 年間、再審開始決定が確定するのに時間がかかってしまったという弊害が生じました。袴田巖さん 87 歳、姉のひで子さん 90 歳とお二人とも高齢であることに鑑みれば、一刻も早く再審無罪を確定すべきところです。同総会決議は、これらの弊害を解消するため、法改正を訴える内容となっています。

同総会決議を契機として、当会では、今後、地方自治体等に対し、意見書の採択等に関する働きかけを行っていくことを検討しています。

2 関弁連定期弁護士大会

令和5年9月29日には、当会と関東弁護士連合会主催で、ロイヤルパインズホテル浦和にて、関弁連定期弁護士大会を開催致します。「刑事加害者家族の支援について考える」とのテーマで、刑事加害者家族にスポットライトをあてて、シンポジウムを行います。これまで、被疑者被告人の権利や、犯罪被害者及びその家族の保護は拡充されてきましたが、刑事加害者家族の保護は置き去りにされてきました。犯罪をきっかけにして、人生に大きな影響を受けたという点では、他の方々と犯罪加害者家族も変わりありません。

このシンポジウムによって、犯罪加害者家族の支援の輪が広がればよいと考えています。

定期弁護士大会では、袴田事件弁護団事務局長の小川秀世弁護士に、「袴田事件からみ

る再審法制の問題点」をテーマにご講演いただきます。上述のとおり、袴田事件から、再審法制の問題点が浮き彫りとなっており、有意義な内容となることは間違いありません。

3 刑事裁判のIT化

民事裁判のIT化が進められているところ、刑事裁判のIT化は、遅れをとっています。もちろん、被疑者・被告人や犯罪被害者の権利を害することがないように配慮した上で、オンライン接見・オンラインによる準抗告申立・刑事記録の電子データによる謄写・公判前整理手続等のweb会議の利用など、速やかに実現するよう期待しています。

最後になりますが、今回の副会長就任にあたり、快く送り出してくれた埼玉東部法律事務所の皆様と家族には、心より感謝致します。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長 渡邊 享子



2023 年度の埼玉弁護士会の副会長を務めております、渡邊享子と申します。修習は 61 期で埼玉でお世話になりました。新年度があつという間に 4 か月過ぎようとしておりますが、倍速で時間が流れているような錯覚を覚えるのが最近の日常です。大変かと言えば大変ではありますが、会長や他の副会長の皆さんのお人柄に恵まれて居心地はよく、これまで関わりの少なかった弁護士会の中の活動やそれに携わる会員の皆さんとの出会いや他の弁護士会の方々との交流は楽しく、また知らないことが多い私は多くを勉強させて頂いており、このような機会をいただけたことに感謝しています。

さて、4 月初めは、各所に挨拶に伺いました。後から数えてみたところ、約 70 人の方々の名刺をいただいたのですが、記者さんを除くと、そのうち女性はたったのお二人でした（公認会計士と司法書士）。弁護士会側も女性は副会長の私ひとりです。もちろん、必ずしも役員・役職ではないところでたくさんの女性も働いておられる訳ですから、この数字だ

けで断定的なことはいえませんが、ちょっと寂しく感じました。当会では男女共同参画推進本部が立ち上げられ、男女共同参画施策基本大綱も制定されましたので、女性の活躍が一層望まれるところではありますが、女性会員は全体の約 18% とまだまだ少ないというのが現実です。そんな女性たちも、あるいは男性であると女性であるとを問わず、出産、育児、介護などのそれぞれのライフステージにある弁護士たちが、それぞれの状況にあわせて、弁護士業務や公益活動にやりがいをもって取り組めるような弁護士会になるように弁護士会の運営に携わっていきたいと思っています。

また、これまで私は個人的には外国人 인권センター運営委員会を中心に弁護士会の活動に取り組んで参りました。振り返ってみると、大学時代に、様々な理由で日本にいる外国籍の方々の実情や困難について知る機会があったこと、指紋押捺拒否をしたため再入国許可が得られず母国に帰ることができない教授がいたこと、外国にルーツを持つ人々が身近にいることなどが委員会活動に取り組むきっかけになったと思います。昨今の入管の問題、ヘイトスピーチや差別など、この分野における人权課題は大きく、重く、人々の生活に困難をもたらしています。弁護士として、基本的人権の擁護と社会正義の実現という任務を果たすべく、これらの課題にさらに取り組んでいかなければと思うところです。また個人

通報制度の導入と国内人権機関の実現は、個人の救済と日本における人権状況の改善のために必要なことと考えています。

そこで、今回は、外国人の人権や社会のあり方を考えて頂くきっかけとして、皆様にぜひお読み頂きたい本を2冊ご紹介いたします。

1冊目は、直木賞作家の中島京子さんの「やさしい猫」（中央公論新社）です。スリランカ人男性と知り合ったシングルマザーの女性と娘が家族となり、しかし男性は事情があって在留期間を徒過していわゆるオーバーステイとなり、入管に収容されてしまう、そこから家族の生活を取り戻すために裁判で戦うというストーリーです。入管事件を扱ったことがある弁護士なら身に覚えのある出来事がリアルにつづられていて、「そうなんだよ、そうなんだよ」と気持ちが入り込んでしまう場面が続きます。入管行政の現実や法制度の仕組みがわかりやすく説明されているとともに

に、知らないうちに私たちの意識に住み着いている偏見や差別、社会の冷たさと温かさが鋭く描かれた作品でもあります。NHKの土曜ドラマ（全5回、本原稿を執筆時点で放送中）も原作の魅力が存分に映像化されていて素晴らしかったです。市民の多くの反対の声にもかかわらず改正入管法が成立してしまった今、ひとりでも多くの方に読んでいただきたい作品です。

もう1冊は、相場英雄さんの「アンダークラス」（小学館）です。殺人事件の真相を追う刑事物ですが、外国人技能実習生と多国籍IT企業、搾取される側と搾取する側、そして社会の不条理が描かれ、胸が苦しくなるような、重苦しいストーリーです。サスペンスとしての面白さはもちろん、不都合な現実を目の前に突きつけてくる、お勧めの小説です。

よかったら、ぜひお手にとってお読みください。それでは、引き続き、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

井合 翼



お初の方は初めまして、そうでない方はこんにちは。

2023年度の埼玉弁護士会副会長に選任されました井合翼と申します。会内向けのご挨拶は弁護士会たよりに載せて頂きましたが、この会報は広く一般の方も読む機会があるとのことですので、改めてご挨拶のために筆を執りました。一部、重複する記載もありますが、ご容赦ください。

私の簡単に経歴を説明しますと、旧浦和市に生まれて幼少期を過ごしたあと、旧浦和市立尾間木小学校、川口市立北中学校、埼玉県立大宮高等学校、早稲田大学法学部、同学法務研究科を経て新司法試験に合格しまして、さいたまでの修習を終えたあと（63期）、弁護士となりました。

登録後、数ヶ月は川崎の法律事務所に勤務しましたが、すぐに埼玉に戻り、弁護修習先でもあった田島・佐世法律事務所（最近、事務所が法人化しましたので、今の名称は弁護士法人田島・佐世法律事務所といいます。）に入所し、現在に至ります。

埼玉に戻ってからは、個人、法人が依頼者の民事事件、地方公共団体が依頼者の行政事件、家族の問題を取り扱う家事事件、罪を犯してしまった方の弁護をする刑事事件などなど、分野を問わず様々な事件を担当してきました。

また、弁護士会の活動としては、民事介入暴力対策委員会に所属して、実際の事件を取り扱ったり、一般の方向けの啓発活動に携わったりしましたし、司法修習委員として、法曹になる前の研修を行う司法修習生の養成に微力ながら関わってきました。

このような形で慌ただしく活動しているうちに、年を数えてみると弁護士になってすでに10年を超えてしまいました。今となっては副会長職にと声がかかるほど時間が経ったのだと思いますと、やや感慨深いものを感じます。

さて、この原稿を書いている時点で（令和5年6月）、副会長としての活動が始まって3ヶ月目に入っています。副会長としての業務にも段々と慣れてきて、弁護士としての個人の業務と共にこなしていくペースを、やっと掴めたような気がしています。できれば、このまま任期の満了までつつがなく過ごしたいものです。

ところで、人間、余裕が出てくるとあれこれ考えてしまうものです。今、私が思うのは、自分が弁護士として当たり前に行っているこ

と、考えていることが、お客さんからすると理解しにくいものであるかもしれないということ、そして、その状態を解消せずにいることは、お互いにとって不幸であるということです。

なぜこんなことを考えているのかと言いますと、弁護士会副会長として活動する中で、一般の方の弁護士に対する不満や苦情の声を耳にする機会があるためです。

もちろん、そういった不協和音は単なる誤解が原因である場合が多く、きちんと説明しさえすれば、お客さんにご理解頂ける事柄のほうはずっと多いはずです。しかし、お客さん側が疑問に思っていることを弁護士に言い出せないことも少なくないようで、弁護士がお客さんの説明を求めたい気持ちを察することができないこともあるのだろうと思います。

私個人としては、お客さんとお会いするときは、その場でできる限り説明を尽くして、さらに加えて、分からないことや確認したいことはないかを何度も聞くようにしていますが、それでもなお、思うところ全てを話して

もらえているかどうか、不安に思うことがしょっちゅうです。

そこで伺いたいのですが、これを読む一般の方で、弁護士に依頼をしたり、相談をしている皆様、弁護士に聞いてほしいことや疑問などを聞けないままになっていませんか？

不安を残したままではお互いにとって良くないことです。言葉にしてもらって初めて気付くこともあると思いますので、ぜひ、依頼されている弁護士に率直な疑問をぶつけてみてはいかがでしょうか。

一方の先生方も、ぜひ、依頼者の考えていることを気にかけてあげてください。

個々のお客さんの関係を副会長が取り持つことはなかなか難しいですが、お客さんとの関係で悩んでいること、迷っていることがあったら、ぜひ、ご相談ください。何ができるかは分かりませんが、愚痴をこぼすだけでも気持ちが軽くなると思いますよ。

以上、まとまりのない文章になってしまい恐縮ですが、皆様、何卒よろしく願いいたします。

副会長就任の ご挨拶

埼玉弁護士会副会長

村上 貴一



2023 年度副会長に就任しました、村上貴一（むらかみきいち）と申します。

熊谷市にある弁護士法人蔭山法律事務所に所属しております。このたびは、若輩ながら、三支部から副会長にご推薦いただきました。

私は、生まれも育ちも埼玉県本庄市です。埼玉県立熊谷高校の出身で、高校まで野球に打ち込みましたが、まだまだ野球に未練があり、埼玉弁護士会野球部に所属し、弁護士会甲子園こと日弁連野球連盟全国大会で優勝を目指しています。

修習期は貸与制が始まった 65 期で、いわゆる「谷間世代」です。埼玉で修習しました。

弁護士業務としては、中小企業法務が中心で、労働事件が比較的多いですが、事件の種類はバリエーションに富んでおります。

会務活動としては、大倉執行部で調査局をさせていただき、常議員を 3 期務めました。また、主に人権擁護委員会や、法曹人口問題対策本部、関弁連の地域司法充実推進委員会などに所属してきました。

早いもので、就任から 3 か月あまりが経ち

ました。2 月 28 日の臨時総会で、「持続可能な副会長」のモデルになりたいと所信表明をしました。

お気づきのとおり、「持続可能な副会長」とは、「持続可能な開発目標（SDGs）」をもじった、私の造語です。おそらくは、当会では、私がおはじめての「谷間世代」の副会長だと思いますので、これまでの副会長とは異なる「持続可能な副会長」像を模索したいと考えていました。

とはいえ、私自身も「持続可能な副会長」像が確立しているわけではありませんし、現時点では、残念ながら「持続可能な副会長」像からは程遠いように思います。これまでは副会長の人格、能力、気力、経済力への依存によって成り立っていたがために、消耗してきたと思います。そのため、心身の健康を維持し、持続できるだけの「余裕」を確保することを課題としてきましたが、重責を務めるからには、中途半端にはできないという気持ちが先走ってしまい、私自身あまり「余裕」はなかったように思えます。

やはり、単純に時間的な制約が大きく、本業の時間を確保できないことが大きなストレスになっています。

最も苦慮するのは市民相談窓口の関係です。先輩副会長も、口を揃えて市民窓口対応が最も負担が重いとおっしゃっていましたが、相談時間も 1 時間以上に及ぶこともあるうえ、相談者から暴言を浴びせられることも

1度ではありません。

そのようななかで、先輩副会長から、道ですれ違えば、健康を気遣っていただき、何よりも心強く感じています。人権擁護委員会には、副会長経験者も多く、本当にいつも励ましていただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

しかしながら、精神面からのサポートだけでは解決しませんので、制度面からも改革をしていく必要があると考えます。少なくとも、市民相談窓口については、副会長経験者を中心として、弁護士会照会審査室のような機関において対応すべきです。市民相談窓口が軽減できれば、会館当番のうち、文書処理や人事推薦などは、リモートで執務することもできると思います。執行部会議についても、その日の都合に応じて、柔軟にウェブを活用したり、開催時間帯をずらすことができれば、家事、育児、介護などで就任を躊躇することがないようにできるのではないのでしょうか。

経済的な援助については、難しい問題ですが、避けては通れないと思います。現在、谷

間世代が当会の会務の中心となっていると言っても過言ではなく、少なくとも、谷間世代は300万円の経済的なハンデを負いつつ会務活動において活躍していることに目をつぶらずに、経済的援助のあり方について議論をすることは大切だと考えます。

負担ばかりを強調してしまいましたが、副会長になったことで、通常の業務では交わることができなかった色々な人との交流や、経験できなかった物事にふれることができます。この先、何年間、弁護士をやるか分かりませんが、必ずや弁護士人生における糧となり、この1年間の時間や体験が、何倍、何十倍にも大きくなって戻ってくるのではないかと期待しています。

残り9ヶ月間、若手会員が前向きに副会長に就任できるよう先鞭をつけるとともに、就任したときの情熱や熱量を変えずに、尾崎会長を盛りたて、会員の皆様のお役にたてるよう尽力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。



刑事事件 判決を受けてのそれから

シェルター制度の意義と概要

刑余者等社会復帰支援対策委員会 委員長 吉廣 慶子

会員みなさま、こんにちは。みなさまは、当会の社会復帰委託援助制度（シェルター制度）をご存じでしょうか？

え・・・ご存じない・・・？

・・・ご安心ください!!

この特集の目的について、企画広報委員会からは、「当会の誇るべきシェルター制度の存在を知らずに、利用の機会を逃してしまっている会員のため、シェルター制度の概要と意義、併せてシェルターで具体的にどのような支援を受けられるのか、といったことを紹介してほしい」と伺っております。シェルター制度の運営を所轄し、日々広報を続けている当委員会としては、「本制度を知らない会員なんて当会にいません。」と粹がって回答はしたものの、否定できない事実を前に、本特集を通じて一人でも多くの会員に本制度を知っていただき、「なんてすばらしい制度なんだ!!」「こんな制度を全国に先駆けて作ったなんて、埼玉弁護士会はやっぱり素晴らしいね!!」「私も利用しよう!!」とあっていただこうと、以下、委員会を挙げてはりきって広報させていただきます。

1 制度設立まで

シェルター制度は、今をさかのぼること15年前の平成21年7月、全国で初めて当会で設立された制度です。「社会復帰支援委託援助制度規則」第1条（「目的」）に規定されているとおり、当制度は、「住居不定等により帰住先のない身柄拘束中の被疑者または被告人に対し、釈放後の一時的な居所を確保するとともに、同所から長期的に居住可能な住居に転居する等の支援を社会福祉士等専門的資格を有する者に委託することにより、被疑者等の早期の社会復帰を促進しようとする刑事弁護人の援助を目的」としています。

長らく国選弁護を手がけてきた弁護士であれば、ホームレス状態の人の万引きや無銭飲食といった事案を、いくたびとなく経験したと思います。示談しようにもお金がない。情状証人になってくれる親族もいない。今後の生活改善のため、思い立って更正保護施設に入れなかと電話してみても「釈放前には何もお答えできません（釈放後に来てください）」と言われ、釈放後に電話しても、更正

保護施設は刑務所からの出所者でいつも満室状態なんですと断られる…。弁護のための材料が、ないないづくしの弁護活動の末、法廷で「被告人は反省しており、二度と同じ事はしないと誓っている」と弁論し、自分で自分の言葉がむなしと思う。こんな体験をしたことがある方も、少なくないと思います。

国家には、ホームレス状態の国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障すべき責務があるはずですが、万引きで捕まったホームレス状態の人の生存権のためには、これまで国は基本的に何もしてくれていませんでした。

今でこそ、高齢又は障がいのある受刑者に対しては、出所後の生活再建を支援する「地域生活定着支援センター」が全国に設置され（近時高齢又は障がいのある被疑者等も、センターの支援対象に加わりつつあります。弁護士との連携については協議中なので追ってご案内）、また県内で自立準備ホーム（更生保護施設のミニ版）の設置も進んでいます。しかし、定着支援センターは国の方針で支援対象が高齢者と障がい者に限定されており、ホームレス状態で福祉的支援を要する人全般ではない点、現場の福祉職の持つハウジングファーストの理念と合致しない状態ですし、いずれにせよ長い間、我々弁護士として助言できることは、釈放後に保護観察所に行き当座のお金（約1万円）を借りること、生活保護申請をすること、位しかありませんでした。こうした中、埼玉弁護士会では、国に先んじて取り組みを始め、平成21年7月にはその活動が正式に規則化されたのです。（早さを自慢するわけではないですが、関係各所に勘違いされているので、ここで「当会は国より

も早く始めています!」と、声を大にして言わせていただきますw)

刑務所を出た後、どうにか生活を立て直せないかと思ひ市役所に行ったものの、「住所がないと生活保護は受けられません」「働ける年齢の人は働いてください」などと言われて窓口を追い返され、また万引きしてしまった被疑者・被告人を、私はたくさん見てきました。

自分が弁護している被疑者・被告人が、釈放されたらまた事件前の生活状態に戻るだけで、自力では貧困と犯罪のスパイラルから抜け出せなからう、とわかっているのに、何かしてあげられないかと思わない弁護人はいないでしょう。

我が国の福祉行政は、本制度設立当時も今も、福祉的支援を必要とする市民に対してあまねく支援の手を差し伸べているとは言い難く、その結果、当事者において必要な支援を受けていけば生じなかったであろう悲しい事件が、毎日のように司法の現場に送り込まれています。こうした情勢の中、必要な福祉的支援を受けられないまま犯罪に至ってしまった人々を、刑事手続きから解放し、事件前には受けられていなかった福祉的支援につながるのには、法曹三者の中では被疑者・被告人の権利を擁護する立場である刑事弁護人しかおらず、また法の守護者である法曹として、法の定める生存権が実質的に保障されていないため事件を起こした被疑者・被告人の権利擁護を図ることは極めて重要なことのように思われました。

そうした視点で自分自身は弁護活動をしてきましたが、それは簡単なことではありませんでした。曲がりなりにもやれていたの

は、若手だった私がたまたま刑事弁護とは別に貧困問題に興味があり、その分野で活躍している偉大な先輩方から、ホームレス支援や生活保護申請のイロハを、現場で学ばせていただいた経験があったからでした。それはつまり、先輩と一緒にホームレス状態の人に路上で声をかけ、生活相談に乗り、世間話に付き合い、その中で本人の希望があれば、後日一緒に市役所に行って生活保護申請に付添い、駅前で見つけたアパ○ンにふらっと立ち寄り、営業マンに「この人は住む家がなくて困っている。生活保護を申請して受けられる予定になっているので、保護費の範囲の家賃のところを紹介してほしい。保護課に持っていくので初期費用の見積書が欲しい。」と（初対面の人にそんなお願い通用しますかと思われる）お願いをして、納得してもらってアパートの候補物件を紹介してもらい、その部屋の内覧に付き合い、仮予約までもっていく。といった活動でした。私は先輩のそうした活動と一緒に歩き、実践に立ち会い、すごく尊敬していましたが、私一人ではとてもできないと思いました（その後自分でもやりましたが）。まして多くの刑事弁護人に、この情状弁護が埼玉のスタンダードだと言って活動を普及させることは無理だと思いました。

そこで、当時刑事弁護センター運営委員会の実働部隊であった私は、貧困問題で懇意になったほっとポットさんに相談して、元ホームレス状態で、今は勾留中の被疑者の生活再建を弁護士と一緒にやる場合、どういう形であれば定型的・継続的にやっていけるか、費用はどのくらいか等を相談し、「この制度に乗せれば誰でもできる！」という弁護の制度

を作れないかと画策したのです。なにかしら形になりそうだったので、周りの弁護士とも相談し、助けってもらって制度を形にして、規則に落とし込みました。そして、さすがは埼玉弁護士会。執行部、常議員会と全員一致で本制度の設立が承認され、以後現在まで、会員の皆様から幅広く理解と賛同を得て、ここまで運営していくことができています。

弁護士がこの制度を利用することにより、ホームレス状態だった被疑者・被告人は、釈放当日から住める居所（以下、シェルターといいます）を約束され、その後の福祉的支援も保障されます。そのために弁護士自身が部屋探しをする必要はありません。弁護士会が事前に部屋のアメニティを確認した上でシェルター指定をしているため、各弁護士が部屋を内覧した上で仮予約する必要もありません。

このように刑事弁護人は、アパート探しの煩雑さを自ら負担することなく被疑者等の居宅を確保でき、検察や裁判官に対して、「今後の住居が確保できた。生活再建できるので早く釈放されたい」と求める刑事弁護活動に集中することができます。かつ、弁護士会の制度的保障がある施設と福祉的支援なので、「今後は福祉的支援を受けて生活再建していく見通しである」と、根拠をもって起訴猶予・執行猶予相当の意見を主張することもできます。労少なくして有効な弁護材料が手に入る、小人の靴屋のような夢のような制度です。

この制度を活用する弁護士が増えれば、それだけ貧困と犯罪のスパイラルから解放される被疑者・被告人が増えます。

当会で本制度を作った後、千葉会でも同様のシェルター制度を設立しました。他会でも

同様の制度を設立して、いずれは全国にシェルター制度が広がったらいいな、という夢を抱いています。

2 利用の流れ

社会復帰支援委託援助制度の概要を簡単に説明します。

勾留状の記載や被疑者等との接見の中で、「この人はシェルター制度を使ったほうがいい人なのでは。」と思ったら、シェルターの申し込み条件（そんなに細かいことはありません）をご確認ください。その上で特に問題なさそうなら、ご本人に利用意思を確認してください。生活保護を受けることや、飲酒禁止等の施設内のルールに抵抗がある方もいるので注意が必要です。シェルターに入所したい旨の本人の意思が確認できたら、各団体所定の方法による申し込みを行います。その後、シェルターを運営する法人職員（社会福祉士）と連絡を取り合い、日程調整の上、留置先まで一緒に面会に行ってもらいます。面会の結果シェルター入居と支援の許可を得られたら、いよいよ許可の書面をもって、検事や裁判官に早期釈放を求めましょう!!なお、釈放のめどが立ったら、釈放当日に保護カードを交付してもらえよう、事前に検察官に頼んでおくことを忘れずに。

釈放の日は、弁護士も1日ばかりです。勾留場所まで迎えに行き、まずは一緒に市役所に行って生活保護を申請します(1~3時間)。それから浦和の保護観察所に行って更正緊急保護を受ける手続きをします。その後シェルターの所在地まで行き、施設入居の手続きを行い、弁護士から福祉職に支援委託費を支払います(後日弁護士会に領収書をつけて申

請すると、支援終了時に助成金が支給されます)。

以上の利用の流れは、運営法人ごとに若干異なることがあります。詳細な利用の流れと、制度利用の中で必要な書式は、全て会員専用HPに掲載されていますので、ぜひご一読ください。

いずれにしても、釈放当日は様々な行政窓口を回ってたくさん手続きをすることになるので、釈放はできるだけ午前中の早い時間になるよう、調整してもらいましょう。1日ばかりではありますが、その日を境に本人の生活は大きく改善するわけですし、手続きすれば、日弁連の援助制度で、生活保護申請同行につき数万円もらえます。事前に100円ショップで印鑑を買っておき本人に釈放祝にプレゼントすると、当日様々な書類に押印する必要があるため有用です。

3 生活再建に向けた福祉的支援

シェルター入所から卒業までは概ね1~3か月間です。その間に本人は、生活保護を受けてシェルターで暮らしつつ、福祉職の支援を受けながら定住先となるアパートを探したり、身分証を作成したり、住民票を復活させたり、病院を受診したり、障害者手帳の交付申請や年金等の受給手続きをしたり、携帯電話の利用契約をしたり、様々な手続きを行いながら、国民として最低限度の生活を取り戻していきます。私の被告人の中には、多重債務はもちろん、失踪宣告を受けていた人もいました。最低限の生活を回復するには自助努力だけでは難しく、福祉や法律の専門家の支援は不可欠な方は多いです。

裁判官は法廷で、「更生して行ってくださいね」「犯罪をしないで生活する、ただそれだけです、簡単なことなんですよ」と簡単に言うことがありますが、私たちが犯罪をしないでも普通に生きていけるのはそういう環境にいるからであって、それは単に運がいいだけなのです。ホームレス状態で罪を犯した人たちが「普通の生活」を取り戻すための作業や手続きは、一つ一つ大変なことがたくさんあり、自力でできないことも多くあります。そのための支援は、福祉課があっせんする無料低額宿泊所に住むのでは到底受けられず、むしろそこで金銭搾取に遭ってさらに暗転することもあり、本人の生きづらさは解消されません。こうした困難な状態にある人たちを適切な福祉的支援につなぎ、弁護士自身もその人の社会資源の1つとして支援に関わることで、当事者の人生が以前よりずっといいものに改善されていく。すばらしいことだと思います。

私が以前担当した人の中には、前科12犯の人がいました。その人は事件のとき、出所から半月、行く当てもなく流れ歩いていました。刑務所でもらった奨励金も底をつき、のどが乾き、腹は減り、夏の熱さに歩く歩道は熱く、灼熱で周りの空気は蜃気楼のように揺れており、目はかすみ、倒れそうになりながら水を求めて公園の水道を探して彷徨い歩き、ついに歩けなくなり、再犯に至ったのでした。そう書かれた彼の供述調書を読んだとき、埼玉は砂漠かと、強く衝撃を受けたのをよく覚えています。その人は、何度出所しても生活拠点を築けず、市役所に行ってもホームレスだからと生活保護を受けられず、結局、出所して奨励金がなくなるころ再犯するとい



う貧困と犯罪の連鎖から、何十年も抜け出せないでいたのです。それがシェルター制度を利用した結果、今まで10年以上平穩に生活しています。その人の生活を変えることができたことだけでも、私は弁護士になってよかったと思います。

埼玉県警は、この人の再犯を前科12犯でストップさせたことにつき私に表彰状を送るべきと言わなければなりません。この人だけではなく、この10余年間、当会は毎年20～40人のシェルターからの卒業生を輩出しており（詳細は平原論考参照）、その多くは、その後再犯せずに平和な生活を送っています。

数年前の犯罪白書の統計を見ると、ホームレス状態での万引き等、定住先と所持金がない高齢者の窃盗罪での受刑者は、出所後2年以内に60.4%が再犯するとされています。そうすると、県内で毎年数十人の被疑者等が弁護士会のシェルター制度を通して救済され、

貧困と犯罪の連鎖から脱却し、現在平穩に生活している以上、さいたま地裁に係属する刑事事件の件数が減っているのは、シェルター制度のおかげだと私は勝手に自負しています。

本制度を利用した当事者からは、「この制度が無かったら、釈放後の生活のあてがなかった」「もう悪いことはしないと刑事さんには言ったが、本当は、外に出てお腹が減ったらまた万引きするかもしれないと思っていた」「死ぬことばかり考えていた」「何日か屋根のある部屋で布団で寝て、ようやく人間らしい感情をもてるようになった」との声が上がっています。

4 今後について

この制度が全国に広まれば、どれだけの人が貧困と犯罪の連鎖から救われ、犯罪が予防できることでしょうか。日弁連は残念ながら、65歳以上か障がいのある被疑者・被告人の支援しか考えておられないようですが、要支援者だから支援が必要なのであって、年齢や障がいの有無で支援の要否が定まるものではありません。元気な65歳以上の方はたくさんいますし、65歳以下で障がいがなくとも福祉的支援を必要とする人も多くいます。住む家がない人に居宅を設定することは、福祉的支援に先立ちその拠点を作ることであり、最も優先されるべき課題です。日弁連にはホームレス支援軽視の考え方を改めていただきたいのと同時に、当会同様の支援制度の全国展開を希求してやみません。

本制度を埼玉で設立して以来ずっと一緒に制度を維持・発展させてきたほっとポットとサマリアさん、近時参画して頂いたはあねっ

とさん、そして埼玉弁護士会の会員のみなさまには、心から感謝しています。今後も制度を円滑に運営・拡充し、福祉専門職の方々とともに活動していきたいと願っています。

本制度の運営を10余年運営する中で、県内の多くの関連機関の方との連携が深まってきました。保護観察所や検察庁には、毎年定例でご挨拶に伺わせていただいているほか、制度運営上切っても切れない生活保護行政との関係では、埼玉県福祉部の方ともたびたび意見交換してきました。

再犯防止推進法が制定されて以降、県内の関係諸機関との会議の回数も格段に増え、会議名は違ってもいつも定着支援センター、県、保護観察所、検察庁等、同じ顔ぶれでしょっちゅう顔を合わせている気がします。こうして同じ目的に向かって活動する県内の関連諸団体との連携は深まってきてはいますが、今後はさらに実質的な連携も取っていききたいと思っています。

会内でも、シェルター制度を今後さらに会員にとって親しみやすく、利用しやすくなるよう、そして、制度の安定的運営を図っていただけるよう、今後も務めていきたいと思えます。

当委員会は人数が少なく、それに反比例するように更生保護分野における近時の社会的活動の広がりや拡大の一途を遂げており、外部団体との交流も多いです。そのため若手会員の方にも外部の専門家と連携した活躍の場を提供しやすくなっていますので、関心のある方がいらしたら、いつでも遊びに来てください。とても楽しい委員会です。

多くの会員の方にシェルター制度を知っていただき、利用していただきたいと思えます。

これからもどうぞよろしく申し上げます！

社会復帰支援委託援助制度の運用状況

刑余者等社会復帰支援対策委員会委員 平原 興

社会復帰支援委託援助制度の運用は、2009年7月にNPO法人ほっとポット(以下、「HP」と表記。)を運営者とする「つばさ荘」を第2号施設として指定した時点より開始された。余談であるが、最初の施設指定番号にも関わらず「2号」であるのは、当初指定した第1号施設が運用開始前に近隣の反対運動を受けて急遽変更されたためであり、本制度の実現が容易なものではなかったことを示している。一方で利用のニーズは高く、2009年度は9か月で43件、2010年度には69件もの申込みがされている。

このようなニーズの高さに加え、支援活動や地域の多様性を考え、当委員会では運営団体の拡大に取り組み、2012年に所沢市で活動するNPO法人サマリア(以下「SM」と表記。)、2013年に熊谷市で活動するNPO法人ソーシャルネットワーク(以下、「SNW」と表記。)が運営団体に加わった。このこともあって両年度は3団体計80件近い申込みに対して30件以上の支援を行っている。その後、40～60件の申込みが続き、2019年度以降は概ね年30～40件程度の申込み数に対し、20件程度の支援がなされている。制度開始から2023年3月末までの総数は、申込746件、入所357件である。

なお、SNWの施設指定は2014年度に廃

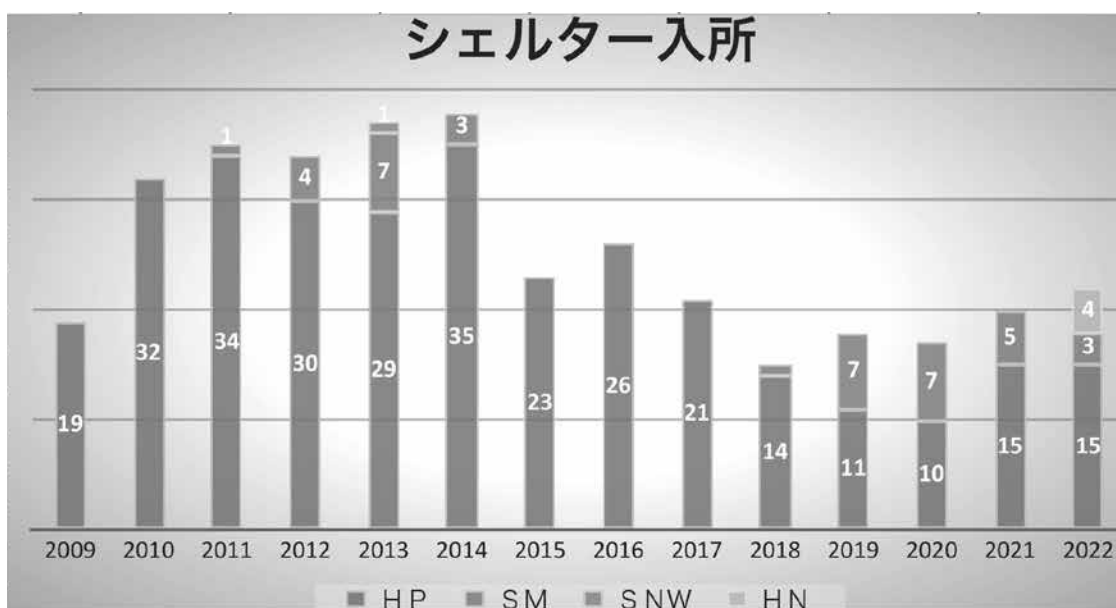
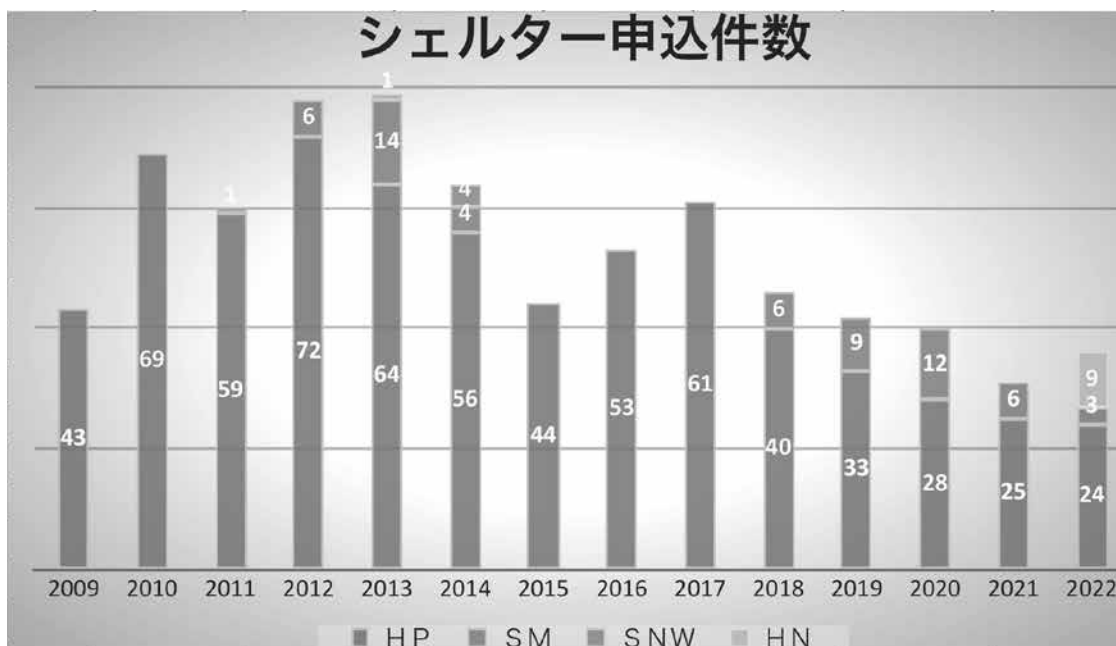
止となったため、その後、熊谷支部管内に施設がない状態が続いていたが、2021年にSMが東松山市内にもうけたシュルターを指定し、同年度末から施設運営を一般社団法人Haanet(以下「HN」と表記。)が引継ぎ、現在も活動を継続している。

利用者の傾向についてHPが詳細な統計をとっており、これによればHPへ申込みをした者の罪名は、窃盗・同未遂が全体の6割程度を占め、詐欺や占有離脱物横領などがこれに次いでおり、やはり生活困窮やホームレス状態などから結びつきやすい罪種が多い。他方、年齢は明確な傾向は認められないものの、ほとんどの年度で50代が最も多く、全体の1/3から1/4を占めている。これよりも若い世代は制度開始当初多かったものの、近時はやや減少し、40代、60代が増加している傾向が認められる。

また、全体の傾向としては、制度当初に比して利用者数が減少しており、背景には経済的な変化や犯罪数の減少とともに、一時的な居所を提供する支援を行う団体や制度が増加したことが考えられる。一例として、保護観察所による被疑者等支援事業が2021年度より開始されている。しかし、同制度は対象を「障がいのある者」「65歳以上の者」に限定しているため上記の利用者をカバーできるも

のではなく、弁護人が主導的に活用することもできないなど難点も多い。したがって、依然として社会復帰支援委託援助制度の存在意義は高いものと思われる。この機に、多くの

会員が本制度を改めて認識し、積極的に活用するとともに、利用の経験をより良い運営に活かせるように、当委員会にも参加頂けることを願っている。



東松山シェルターにおける 支援の実践例

一般社団法人 Haanet 理事 高谷あすか

【紹介】

一般社団法人 Haanet で理事を務めております社会福祉士の高谷あすかです。私たち Haanet（はあねっと）は、東松山市を中心に、比企郡及び県北の生活困窮者支援を目的として、令和3年9月に法人を設立しました。生活困窮者支援において県内で10年以上の実績がある先駆的団体 NPO 法人サマリア（所沢市）にて研修を積み、県北でのニーズに対応すべくサマリアが東松山に開設したシェルター及び支援付アパート計3室を引き継ぎました。令和4年3月埼玉県より住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、同年4月に埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度対象施設として指定を受けました。令和5年6月現在、シェルター2室(内1室委託シェルター)、支援付アパート14室を運営しています。

【事業内容】

Haanet のシェルターは一般アパートの1部屋を1人で利用して頂きます。ある程度の自活能力のある方が対象となります。電化製品や生活用品等も揃っており直ぐに生活がスタート出来ます。シェルター利用期間は30日と設定しており生活保護決定までの待機期間とし、生活保護決定後には、一般アパート

への転居、継続的な支援を希望される方には Haanet が借り上げた支援付アパートへの転居を提案させて頂いています。

【刑事弁護シェルター】

指定シェルターに空きがあり受け入れが可能な場合は、接見、公判、判決を傍聴し釈放後は生活保護申請同行等できる限りスタッフも同席します。これは、数少ないご本人とお会いする機会と考えており犯罪と犯罪に至った経緯を知り、判決を私たちも聴く事で今後の社会での更生への道標としたいと考えています。

【事例紹介①『HOUSE が HOME に変わった時』】

70代男性 気難しそうというのが第一印象でした。シェルターに入居後もスタッフを見かけると自室に入ってしまう、声をかけても短い返事だけで会話をする事はありませんでした。ギャンブル依存が原因で居所を失い、日々の食事に窮し犯罪に至った方です。

支援当初、日中不在が多くギャンブルに興じているのではないかと心配も大きい方でした。生活が破綻しないよう金銭管理を提案しましたが頑として拒否され、ご本人との話し合いは平行線で行先が決まらぬままシェルター期間が過ぎました。ある日、姿が見えず



心配になり、ご本人の部屋を訪れたところ元気がなく床に座り込んでいました。ギャンブルで年金を使い果たしこの一週間何も食べていないとの事でした。そんな緊急事態の中でも私たちに頼ろうとはしませんでした。痩せて骨が浮き出たゴツゴツした背中をさすりながら「私たちが応援します。ここでやり直しませんか」とお伝えしました。小さく頷かれ、目には薄っすら涙が光っていました。この事をきっかけに少しずつ関わりが始まりました。その後も失敗を繰り返していますが「俺には戻ってくる所はここしかない」と言い一緒に生活の軌道修正し生活が継続しています。体調を崩し入院した際には「明日退院して良くて、うちに帰れるよ。皆に迷惑かけて心配かけてすまないね」と電話がありました。一時的に身を寄せていた場所がいつしか本人の居場所となったように感じました。

自分を知っている人が側にいる、その場所

に自分の役割がある。自分を大切に、相手も大切にできる心地よい居場所がある事が、再犯防止に繋がっているのだと思います。

【事例紹介②『ご近所つきあい』】

30代女性 師走に入りあと半月もすると新しい年を迎える頃、長い長い勾留期間を経てシェルターにたどりつきました。逮捕当時よりかなり痩せ体力も低下しており、何をすることも疲れてしまう身体状況でした。気分転換に交流室への参加を促し調理実習をしながら女性スタッフとの会話を楽しみました。とても料理が上手で、今年のお節料理は彼女の手伝いもあり素晴らしいお節が出来上がりました。一般住宅へ引っ越しされましたが、その後は、お野菜等のご寄付を頂いた時はお裾分けのLINEをし、街中であった時には声をかけ、良いご近所付き合いをしています。ある日「就労のため数十か所面接を受けたが、

執行猶予がついている事を正直に話すと全て断られてしまう」。彼女は懲罰の記載を求められると正直に記入していたのです。一人暮らしを始めた時の希望に満ちた明るさはなく、希望を失ったような、何かを諦めたような力ない彼女でした。しかし、突然に朗報が舞い込みました。Haanetの活動を応援してくれている団体から「懲罰は不問、とにかく一生懸命働いてくれる人を募集したい」と柔軟に受け入れを検討してくれる会社が数社名乗りを上げてくれたのです。これから、自立した生活に向けて大きな一歩を踏み出す彼女ですが、これからも Haanet は良きご近所さんとして寄り添いながら応援していきたいと

思います。

【最後に】

Haanet はまだまだ始まったばかりの団体です。福祉的な再犯防止とは何かをケースを通して日々考えながら活動しています。問題は小さなうちに、自分で解決が難しくても誰かと一緒に考えれば、自分には思いつかない解決策が見つかり大きな問題になる前に解決できると思います。人との関係が希薄な現代、困った時に助けてと言える人との繋がり。繋がり続ける支援を実践する事、共に一日一日を大切に過ごす事が再犯を防止する事に繋がると信じて、微力ではありますがご協力させて頂きたいと思います。

緊急一時支援シェルターを通じた支援の要点 ～14年間の歩みから～

特定非営利活動法人ほっとポット 代表理事 宮澤 進

NPO 法人ほっとポットで代表理事を務める社会福祉士の宮澤進です。本稿では、埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度の指定を受けたほっとポット緊急一時支援シェルターで、どのような支援を実践しているか。簡単な流れを踏まえつつ、こんな当事者のお声があった、こんな問題に直面したなどの点を書かせてください。

①一般接見によるアセスメントで確認していること

制度の利用希望者とは、アセスメントのために、ほっとポットの社会福祉士が留置場所に赴いてご本人と面会し、様々なことを確認しています。

支援にあたって大切なのは、なによりもご本人の利用意思です。この意思是「事有る毎」に福祉事務所からも確認されるので特に重要です。また住居がない状態の確認や、手持ち現金・活用できる状態の預金、所持品などをよく尋ねるように社会福祉士として心がけています。「スマートフォンを持っている」と聞いていても、実際は滞納で利用できないことは常です。「荷物の中に公的身分証がある」と言われても、退職した職場や前住所地の健康保険証であったりします。運転免許証も大抵期限切れなどで、一般アパート入居の際の

保証会社審査の際に活用できません。こうした細かなことも把握し、必要な作業を見極めています。

また、大規模収容型の無料低額宿泊事業者による貧困ビジネスで搾取された経験の有無の確認も重視しています。経験のある方には「当事者からの不信」をしっかりと拭うため、ほっとポットでは本人負担の利用料はないこと、これまで14年で一般アパートへ無事に転居できた方が大半であることを丁寧に伝えています。名ばかりのシエンを提供すると言われながらいつまでも転居させてもらえなかったという方は非常に多いのです。だからこそ「短期間での一般アパートへの転居」という「ゴール」を説明し、安心できるようにしています。

②福祉事務所への事前相談

利用者の方には生活保護申請を行って頂くことを原則にしています。このため、面会で、ご本人から「シェルターを利用し生活保護申請もしたい。釈放前に社会福祉士と弁護士が使者として事前相談に行ってほしい」旨依頼を頂いた場合、即日福祉事務所へ向かいます。

「福祉事務所へ相談経験がある」と言う方からは詳しい事情も尋ねています。いつ相談に行ったか聞くと、多くの方が「路上生

活中」「事件を起こしてしまう前」と答えます。なぜ申請に至らなかったかを聞くと、福祉事務所が適切に相談面接をしようとせず、断念せざるを得ないような要素ばかり指摘されたり、大規模収容型の無料低額宿泊施設に入るよう促されて断念したという話をされます。こうした話から「福祉事務所の姿勢」が見えてきますが、残念ながらこれが現状であり、社会福祉士が弁護人とともに使者として福祉事務所に赴いた時でさえ「水際作戦」が行われます。「なぜこの福祉事務所に申請に来たのか」「うちの福祉事務所は無料低額宿泊所に入ってもらっている」「実家に帰りなさい」「住所不定では申請できない・保護の開始決定ができない」など、元さいたま市保健福祉局福祉部ホームレス相談員の私からすれば「全く容認できない言葉」が数多く露わになります。このような言葉を、釈放日当日、緊張と不安でつらい状況にあるご本人に聞かせる訳にはいきません。行政管内の要保護者把握の責務は「警察官署等の所在地を管轄する福祉事務所」にありますので、管轄福祉事務所にすぐに足を向け、しっかりと強く「事前に是正しておく」ことを今でも心がけています。一方、事前相談の際に「わざわざありがとうございます」「要保護状態も生活保護申請の意思も明らかですから、アパート転居を目指し私たちも早く保護の開始決定を出せるよう頑張ります」「当日はご本人に負担ができる限り少なくなるよう短めに面接し、申請書は準備しておきます」と言う対応にも出会います。そうすると調整はスムーズです。釈放当日のご本人の負担を減らすためにも事前相談は大事な過程と考えています。

③シェルター入所以降の支援

ほっとポットのシェルターは台所、風呂、トイレなどは共用ですが、居室は全て個室です。事前に伝えていても、実際の入所の際、個室で落ち着いて生活できることに驚かれる方もおられます。シェルターの入居中は、一般アパートへの転居に向けて、ご本人で色々な準備に取り組みます。原則として社会福祉士が毎日面会しますので、助言も受けられますが、入居当初は皆さん忙しく過ごされています。多くの方は住民票を移動して公的身分証を取得することから必要ですし、携帯電話の契約なども転居のために必須です。また、状況によっては債務整理を弁護士へ依頼したり、病院通院を開始したりと大忙しです。同時に、スーパーへの買い物に初めてチャレンジし、自炊を覚えることに楽しみを見出す方も多くおられます。

不思議なもので、毎日身なりを清潔に保てる環境があること、一人で安心して時間制限などなく入浴できること、洗濯機や調理用具・掃除用具などがいつでも利用できること、そうした中で過ごすうちに、社会福祉士流に言えば「エンパワメント」が自然と起こり、図書館通いを始めて新聞を読んだり、勉強を始めたり、散歩ルートを見つけて朝から元気よく運動を始めたなど、笑顔で私へ報告してくる方が大勢おられます。疑心暗鬼で厳しいまなざしを向けていた福祉事務所のケースワーカーなどが、「初回」の家庭訪問で「まだ数日なのに人はこんなに変わるのか」と驚いた声を私へ寄せることもしばしばです。

そうした日々を経て、あっという間にご本人は「フツの生活者」として一般アパートへ転居していきます。「最初のゴール」であっ

た転居は、ご本人にとっては「始まり」です。ただ、その頃には社会福祉士の助言なしでも「郵便物の転送届を出してきました」「転出手続きは明日役所に午前中に行ってきます」「引っ越したら近くの病院を探します」と言われる方がほとんどです。そうすると社会福祉士の出番はもうなくなります。専門職の支援は処方箋と似ています。ソーシャルワーク理論による支援の展開過程の最後は、必ず「支援の終結」がなければなりません。常に横にい続けたがるお節介の過ぎる隣人、であってはなりません。「役割分担」を意識する必要があることを、転居の日、自ら引っ越し業者と歓談しながら転居していく姿を見送ってきた私は重視しています。

④ 14年間を振り返って

今から14年前、2009年7月から始まった社会復帰支援委託援助制度。同制度の指定施設となったほっとポットのシェルター2か所は、ホームレス状態にある方への支援活動において今では欠かすことのできない柱となっています。

近年入口支援として話題となっている地域生活定着支援センターによる「被疑者等支援業務」も、源流の1つは間違いなく埼玉弁護士会の制度であり、まさに「入口支援の萌芽だった」と、社会福祉士の私は今振り返っています。2009年当時は、矯正施設にいる高齢・障がい者を対象としたいわゆる「出口支援」について一部の研究者・社会福祉法人のみが「研究」や「報告書」を出す程度の時代でした。その時期に埼玉弁護士会はいち早く「生存権保障」が刑事司法分野にまで届くよう「実践」の橋を架けてくれました。新聞やテレビ報道も続き、当時大きな話題となった経緯があり

ます。理由は明白です。弁護士会が、組織として制度運用する点や弁護人が福祉専門職と逮捕・勾留段階から連携する「実践・支援のスキーム」は、日本中どこを見渡しても存在しなかったのです。

この制度は、社会福祉士にとっても、理念を具体的な権利擁護活動へと深化させる価値のあるもので、実際に大きな影響も与えています。弁護士と社会福祉士が身柄拘束場所に足を向けてご本人と会い、その意思に基づいて支援を行うことも、福祉事務所へ事前相談に赴くことも、私は社会福祉士として当然と考えています。しかし、制度発足当時、「更生保護と犯罪予防」という専門誌に制度について寄稿した際には、「これは社会福祉の業務範囲なのか」「宮澤クン、社会福祉士の専門性を弁護士へ、バナナのたたき売りのように提供するのはいかがなものか」と散々な言われようでした。それがこの14年の間に、社会福祉士国家試験の選択科目に「更生保護」（当時の科目名）が追加されたり、地域生活定着支援センターが全国の都道府県に配置されたり、保護観察所・更生保護施設には社会福祉士が、矯正施設には福祉専門官が採用・配置されるようになりました。また地方検察庁にも社会福祉アドバイザーが配置され、国の受託業務として、地域生活定着支援センターが前述の「被疑者等支援業務」という「高齢・障害者への入口支援」を提供するようになっていきます。

ほっとポットのシェルターは、「指定予定」だった1か所目が近隣住民からの強い反対により苦渋の「開設断念」となったことから始まります。それから現在までに2か所のシェルター指定を受け、支援依頼は埼玉弁護士会

員からだけでも 676 人に上ります。これは当事者一人一人の「命」の数であり、支援の重要性が極めて高い点は説明するまでもありません。

前述のとおり国の「入口支援」も始まりました。しかし、埼玉弁護士会の制度によるほっとポットシェルターへの支援依頼が「0」になることはありません。なぜでしょうか。「国による制度」には「穴」があり、また行政業務は「枠」を厳格化した「排他性」が付きまとうからです。高齢でもなく障害もないとして被疑者等支援業務の対象から排除された住居喪失・貧困状態にある被疑者・被告人段階の当事者は、置き去りにされたその時どうすればよいでしょう。此処にこそ、埼玉弁護士

会の制度の変わらぬ「真価」が見えてきます。排除された当事者は、刑事弁護人から提案されるこの支援スキームを「最後の頼り」にしています。

本年8月をもって、ほっとポットのシェルターは15年目を迎えます。私は、制度開始まで1年近く弁護士会の皆さんと私が夜間議論を重ねていた経緯の記録や、制度創設当初の取り組みが報道された紙面を、今も持ち歩いています。「萌芽の時」に埼玉弁護士会の皆さんが込めた想いを、社会福祉士の私が忘れないためです。貧困問題に悩み苦しんでいる、被疑者・被告人段階にある方への支援に、これからもともに取り組んでまいりましょう。

沖縄視察の報告書

人権擁護委員会 栗原隆之 村上貴一 根岸遼
下永吉純子 金英功 西村友希

はじめに

なぜ、埼玉の人権擁護委員会が沖縄に行くのか？遊びに行ったんじゃないのか、と疑問を持たれた方も少なくないかもしれません。このような疑問を持たれるのは無理もないことかもしれません。しかしながら、こう思われた方は、沖縄で起きている問題は、沖縄だけの問題ではないということについて無自覚であることを深く反省しなければならないと思います。

さて私達、人権擁護委員会では、2023年2月10日～12日に沖縄へ視察に行きました。視察のテーマは、主に米軍基地の問題についてです。

初日は、米軍基地の訴訟に携わる沖縄弁護士会の高木吉朗先生から講義を頂き、その後は、弁護団の先生方と懇親を深めました。二日目は、嘉数公園から普天間基地を、その後、嘉手納基地、そして、辺野古埋立ての現場を視察し、3日目は、ひめゆりの塔及び平和祈念資料館を見学しました。詳しい内容については以下にご報告をしたいと思います。

沖縄基地問題に関する勉強会

今回の視察のメインイベントは、沖縄県弁護士会の高木吉朗先生と白充（ペク・チュン）先生による沖縄の基地問題に関する勉強会です。

当日、沖縄弁護士会館は満室とのことで、沖縄県庁近くの貸会議室に両先生をお招きしました。

高木先生は、修習期50期で、沖縄本島中部に位置する沖縄市内のコザ地区にあるコザ法律事務所にも所属されています。

ちなみに、沖縄市は人口14万人を超える那覇市に次いで人口が多く、前身は、琉球王国時代の越来（ごえく）間切と美里（みさと）間切とのことであり、改称や合併を経て昭和49年にコザ市と美里村が合併し、現在の「沖縄市」となったそうです。

コザ法律事務所には高木先生を含め3人の弁護士が所属しており、そのうちの一人新垣勉先生は、普天間基地爆音差止訴訟の弁護団長を務めています。高木先生は、辺野古埋立承認処分取消訴訟弁護団において中心にご活躍されており、沖縄基地問題のオーソリティで、基地問題に関する講演依頼が後を絶

たないそうです。

そんなオーソリテイも、なまじっか法律をかじっている埼玉の弁護士に、どのような切り口から基地問題のエッセンスを伝えるべきか、今回講師をお引き受け頂くにあたり、かなり悩んだそうです。難産の末、高木先生は『最高裁大法廷判決からみる沖縄の基地問題』と題して、私達のために完全オーダーメイドで講義内容を構成していただきました。

高木先生が切り口とした最高裁大法廷判決は、①職務執行命令訴訟（最判平成8年8月28日・民集第50巻7号1952頁）、②砂川事件・最高裁大法廷判決（昭和34年12月16日・刑集第13巻13号3225頁）、③大阪空港公害訴訟・最高裁大法廷判決（昭和56年12月16日・民集第35巻10号1369頁）です。①職務執行命令訴訟では、国と地方の関係という視点から、②砂川事件・最高裁大法廷判決においては憲法9条と基地問題という視点から、そして③大阪空港公害訴訟は、基地問題を人権という視線から考える契機として取り上げたということでした。

まず、①職務執行命令訴訟は、今般の視察の目的である辺野古新基地建設の契機となってしまった歴史的にも意義深い訴訟です。この訴訟は前提として旧地方自治法下での職務執行命令訴訟という訴訟形態を理解する必要があります。お恥ずかしながら、法科大学院で行政法をみっちり叩き込まれた私でも、聞き覚えのない訴訟形態ですので、高木先生は優しく職務執行命令訴訟から丁寧に説明していただきました。

平成7年9月に沖縄米兵3名による当時小学生だった少女に対する集団強姦事件の発生により高まった反米・反基地の声を背景に、

当時の大田沖縄県知事は、駐留軍用地特別措置法に基づく機関委任事務である土地収用の代理署名を拒否します。そこで、国は沖縄県に対し代理署名をさせるべく職務執行命令訴訟を提起するのです。職務執行命令訴訟は、史上2件目、機関委任事務に関する同訴訟は初の事例でした。

沖縄県は、駐留軍用地特措法が法令違憲であることを中心として主張しますが、お察しのとおり、最高裁は、平成8年8月28日、同法は憲法には違反しないとして、沖縄県の上告を棄却し、職務執行を命じたのです。

同年9月8日、沖縄県は「基地の整理縮小」と「地位協定見直し」について県民投票を実施し、投票率は59.53%、賛成票は89.09%という結果となります。これを受けて、国と米軍は普天間基地の代替施設を『撤去可能な海上施設』とすることになりました。これが辺野古新基地の建設につながります。

このとき日米間では『撤去可能な海上施設』とすることに合意をしたのですが、次第に変容していき、辺野古の沿岸部に恒久的な基地を作ることになってしまいます。

平成25年12月27日、当時の安倍首相に沖縄関係予算という“お土産”をもらった当時の仲井眞知事は辺野古の埋立てを承認します。平成27年10月13日、前年の知事選に勝利した翁長知事がこの埋立承認処分を取り消しますが、沖縄防衛局は翁長知事の取消処分に対し、なんと行政不服審査請求をします。このときも、本来予定していない国の機関が行政不服審査請求をしたことに対し、学界からは厳しい批判の声があがりましたが、平成28年7月22日には国自らが埋立承認をしない沖縄県に対し不作為の違法確認訴訟（地方

自治法 251 条の 7) を提起し、同年 12 月 20 日には最高裁は沖縄県の翁長知事の承認取消処分 of 裁量権を認めず上告棄却、沖縄県の不作為の違法を確認します。

それでも、次の知事に就任した玉城知事は、辺野古の軟弱地盤や活断層の発覚など工事開始前の事前協議違反を理由として、平成 30 年 8 月 31 日、仲井眞知事の承認処分を撤回します。これに対し国は、埋立承認撤回処分を取り消す裁決をします。沖縄県の同裁決取消訴訟の提起も虚しく、最高裁は上告を棄却し、撤回処分も取り消されてしまいます。

沖縄県民は、現在も埋立承認の取消し、埋立承認の撤回を実現すべく取消訴訟を続けています。

この職務執行命令訴訟の発端ともなったのが、②砂川事件・最高裁大法廷判決です。砂川事件は、憲法判例百選でもお馴染みですが、米軍基地拡張のための測量に反対する市民らが米軍基地内に立ち入ったとして刑事特別法違反で逮捕、起訴された事件です。砂川事件の 1 審判決（伊達判決）は、日米安全保障条約とそれに基づく米軍の駐留は、憲法 9 条に違反するとして無罪を言渡します。

検察官は飛躍上告をし、最高裁大法廷は、駐留米軍は憲法 9 条に違反しないとして、伊達判決を覆します。この最高裁大法廷判決の背景には、きな臭い話の存在が取り沙汰されておりますが、これは当会の過去の市民集会の報告集に譲りたいと思います。

次に、高木先生は、③大阪空港公害訴訟は、公共施設である空港での夜間早朝の飛行の差止めについて法理論的にも深化することになった重要な事件と捉えています。

しかし、最高裁は夜間早朝の飛行の差止め

と将来請求を認めた高裁判決を覆し、いずれも否定します。理由としては、差止めは国に対して航空行政権の発動を求めることとなり、行政訴訟であればともかく民事訴訟では不適法というものでした。

高木先生によれば、大阪空港公害訴訟において民事訴訟上の差止め・将来請求が否定されているため、立法による恒久的救済制度が構築されず、そのために原告側の被害立証が大きな負担となっているとのことでした。

最後に、高木先生は、昭和 34 年 6 月 30 日に発生し、17 人の児童が亡くなった宮森小学校・米軍ジェット機墜落事故の悲惨な状況を写した写真を交えて、騒音だけでなく基地が住民の日常生活エリアに近接している危険な状況により人権が侵害されていると、改めて訴えます。国際人権機関からは、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別であると表明していることを紹介されました。

その後、弁護団に加わっている若手弁護士も合流し、食事をとりながら、より深い意見交換がされました。

紙面の都合で、割愛しますが、勉強会パートの締めくくりとして、締めの挨拶で高木先生のお話しをご紹介します。「講演の後、本土の方からは、決まって『私達にできることはありますか』と質問を受けます。この質問に対し、私は最近こう思うようになりました。沖縄の基地問題について、本土の方に関心をもってもらうこと、そして沖縄で起きていることは、自分たちに起きていることだと思ってもらえるように、伝えていってほしいなと思います。」

沖縄の基地問題は、沖縄だけの問題ではありません。私たちの問題なのです。

基地見学 1 (普天間基地)

私たちは視察 2 日目、白先生随行の下、沖縄県南部から、米軍基地の見学を始めました。

国際通りから出発して最初に向かったのは、世界一危険とも称される「普天間基地」を見下ろせる嘉数（かかず）高台公園。綺麗に整備された公園ですが、かつては傾斜地を利用して日本軍が激しい戦闘を繰り広げた嘉数の戦いといわれる激戦地だった場所に作られた公園でした。高台公園というくらいで比較的長い階段が待ち構えていましたが、その手前には、沖縄戦の際、銃弾で大きな凹みのような穴が空いた昔の民家の塀が設置されており、それが最初に私たちの目に止まりました。大人の拳よりも大きいくらいの弾痕や細かい穴がたくさん空いた塀の遺構は、沖縄戦がかつてここで行われたことを実感するものになっていました。

そんな塀を見てから長い階段を上って高台の上に出ると、最初に目に入ったのは地球の形をした特徴的な展望台。こちらは公園のメインのため一旦保留にして、その周辺にある遺構や慰霊碑を見学しました。

慰霊碑は複数あり、京都府や島根県から来て沖縄戦で犠牲になった人のための慰霊碑もあれば、朝鮮半島出身の犠牲者を祀った碑もありました。国や人種を問わず慰霊すること自体は必要であり大切なことと思いますが、必ずしも本意ではなく日本軍に所属したり協力させられていた人もいる朝鮮半島出身の人たちを、日本軍人・軍属として慰霊している碑文には、白先生も複雑な思いを抱えられて

いるようでした。

一方、遺構としてはトーチカという鉄筋コンクリート製の防御陣地が高台の頂上から少し下ったところに残されており、これも見学しました。トーチカのイメージは、戦争映画の海岸線での上陸作戦などの際に、機関銃を海に向けて設置し上陸してくる兵士を撃っているときに見る、あの四角い陣地です。時間の経過で入口付近に土がかぶさってしまい中までは入れませんでした。覗くと反対側の開口部が見え、こんな大きなものを山に幾つも作って戦ったのかと、当時の様子を感じることができました。

こうして周辺の遺構や慰霊碑などを見た後、いよいよ本題の普天間基地見学となりました。先ほどご紹介した地球の形をした展望台は地球を水平方向に 2 か所輪切りにしたような形状で、2 階、3 階それぞれから普天間基地を含む宜野湾市全体を見渡すことができるようになっていました。

一番驚いたのは展望台から約 1.5 キロは離れている普天間基地に停まっているオスプレイの列がはっきりと見えたことでした。ベンツのエンブレムのような形をした、黒くて大きなオスプレイのプロペラ部分が公園の方に向けて停められており、これが 10 台以上（プロペラは 1 台 2 つなので 20 以上）縦に並んでいる姿は異様でした。

ご存知の方も多いと思いますが、オスプレイはプロペラ部分が横向きと上向きに可変になるためヘリと飛行機の機能を兼ね備えていると言われますが、その複雑な構造ゆえか、墜落が多く widowmaker などと揶揄されることもある機体です。

そのような機体に乗せられる米兵もかわい

そうですが、それ以上に悲惨なのは、そんなヘリが頻繁に離着陸をする普天間基地のすぐそばに住む沖縄の人たちです。普天間基地が世界一危険な基地と言われるのは、ご存知の通り、周りに住宅街が密集しているからで、このような在外米軍基地は海外の他の基地と比べても珍しいケースです。

1日目の勉強会で他の基地の写真も見せていただきながら、普天間基地の危険さを学ばせていただきましたが、現地で見ると普天間基地は、本当に住宅街に近く、ここで騒音に悩まされ、墜落や航空機の部品が落ちてくる恐怖を感じている沖縄県民の苦悩をより強く実感することができました。

ちなみに、まだまだ記憶に新しい沖縄国際大学での米軍ヘリ墜落事故で損傷した沖縄国際大学の校舎は、遺構を残そうとする住民の声も届かぬまま、日本政府も多額のお金を出して大学設置法人は無償で建て替え工事をさせて貰ったということで、綺麗な校舎になっている様子も展望台からは見ることもできました。

この他にも、普天間基地の返還による沖縄経済への大きな経済効果や、展望台の2階で普天間基地を望遠鏡で撮影監視している方の話、戦争当時に艦砲射撃でかなり内陸部に住んでいた人も近所に砲弾が落ちて怖い思いをしたという話など、白先生からは様々な現地の人の話を聞くことができ、本当に充実した普天間基地見学になりました。

基地見学2（嘉手納基地）

現地案内兼説明講師の白先生と、お揃いのかりゆしを着た我々埼玉弁護士会人権擁護委員会視察委員は、レンタカー2台に分乗して、

根岸遼委員の報告のとおり普天間基地の視察を終えて移動していたところ、2号車の根岸遼委員から「バーガー食いたいです」と1号車のシモナガヨシに連絡があり、当初の昼食予定、金英功委員の好物・沖縄そばを急遽変更し、北谷町にある「アメリカンビレッジ」内にて、超アメリカンな超美味しいバーガーとポテトをガツガツと食い、グアバソーダをがぶがぶ飲んでいたのですが、とりわけ今回気になったのは韓国人観光客の多さです。ようやく海外旅行ができるぞという中で、韓国では沖縄はとても人気があるとは聞いてはいましたが本当でした。

いよいよ我々は、在外アメリカ軍極東最大の軍事施設、嘉手納基地を目指します。いや、目指すというか、基地はとてとても大きく沖縄本島の真ん中あたり（おなかと勝手に呼ぶ）をドカーンと陣取っているの、目指さなくても基地には実質的には着いているも同然です。

私は沖縄に行く度に感じていたのですが、沖縄本島というのは起伏が激しいというか、地形が複雑です。つまり、ペターっとした平地が少ないです。大きな山があるわけではないのですが、市街地はデコボコで、あとは森林という印象です。そんな超貴重な沖縄本島の平地、しかも市街地に隣接した場所を大々的に占有しているのが在アメリカ軍基地です。そういう土地を選んで基地を作ったのですから当たり前ですが、基地のところだけがペターっとしていることに違和感を感じました。

我々は、白弁護士の案内で、嘉手納基地の滑走路を見下ろすことのできる、「道の駅嘉手納」に到着しました。この道の駅には、特

に眺望が名物というわけではないのに屋上展望施設があります。「道の駅嘉手納」の屋上展望施設は、来訪した人が嘉手納基地を見物することができるようにと嘉手納町長が設置を押し進めて作られたそうです。嘉手納基地のぞき見専用展望施設です。のぞき見専用展望施設から嘉手納基地を眺めてみると、海まで続いているのではないかとというくらいの巨大な滑走路、これはすなわち貴重な沖縄本島の平地が広がっていました。

私は沖縄を訪れる時は、たいてい、車で宜野湾市から嘉手納基地の西側を通って、北谷町から読谷村を目指すルートをとるので、「あーこれが嘉手納基地かあ〜」と思いながら嘉手納基地を右側に横目でチラチラと見てはいたのですが、上から基地をのぞき見したのは初めてで、基地の大きさ、すなわちどれだけ広大な土地を在アメリカ軍が占有しているのかということをしかりと目の当たりにしました。

のぞき見専用展望施設からもっと足元に目をやると、嘉手納基地の柵の内側の小さい家庭菜園的な箇所があり、そこで、おじさんが農作業をしていました。嘉手納基地の内部の私有地なのでしょう。基地をめぐる権利関係の複雑さが垣間見えました。

軍用地の権利関係といえば、在アメリカ軍基地の敷地は基本的に私有地で、アメリカが権利者に賃料を支払っているそうで、買い取りはしないそうです。なぜなら、権利者に賃料を継続的に支払っていたほうがいろいろと言う事をきかせやすいから、だそうで、これがまた在アメリカ軍基地をめぐる沖縄県民の分断の種になっているのです。

そして、沖縄本島のおなかの部分を普天

間飛行場、嘉手納基地が陣取っているため、市民は在アメリカ軍基地の東側か西側をくると行かないと島の南北異動ができないという不便さ、つまり車社会沖縄の大渋滞の原因にもなっているということも知りました。

嘉手納基地といえば騒音問題ですが、我々が視察を行ったのは土曜日でしたので、普天間飛行場同様、飛行機の離発着は行われておらず、いたって静かでありました。しかし、私がかつて平日に沖縄を訪れた時は、アメリカ軍機が沖縄の空をガンガン飛行していて、オスプレイ機も飛行しており、それはそれは爆音でした。私は、航空自衛隊入間基地の近くに住んでいて、入間基地周辺ももう石投げたら届きそうな低空を自衛隊機が飛行するので、騒音にはすっかり慣れてしまっているのですが、入間基地周辺で聞くタイプの音質とは全く違っていたのをよく覚えています。次回視察は、出来れば平日に、離発着が行われている時間帯に実施して、騒音問題の実態も確認すべきでしょう。

基地見学3（辺野古）

沖縄研修2日目。普天間基地→嘉手納基地を見学した後、沖縄県名護市にある辺野古へと向かいました。目的は、「辺野古新基地」の現状をこの目で確かめるためです。

辺野古は、沖縄本島のちょうど真ん中あたりの東海岸に位置します。東の端が岬になっており、ここを「辺野古岬」といいます。

辺野古という集落には、米海兵隊の基地「キャンプ・シュワブ」と辺野古弾薬庫が置かれており、集落のほとんどがこの区域になっています。

〈立入禁止区域とを分けるフェンス〉



「辺野古新基地」の建設は、この「キャンプ・シュワブ」に普天間飛行場を移設する形で、辺野古岬の海岸を埋め立て、滑走路2本を含む新基地を建設するというものです。

沖縄の基地問題としてしばらく前からよくニュースに取り上げられている「辺野古新基地」移設問題ですが、簡単に経緯をおさらいしましょう。

もともとキャンプ・シュワブと辺野古弾薬庫は、朝鮮戦争（1950.6.25～）のさなか米軍が実弾演習地として使用する目的で建設されました。

キャンプ・シュワブは、いまでも実弾射撃訓練が行われているので、度々原野火災が発生してきました。また、辺野古弾薬庫は、有事の際には核を持ち込む施設（核兵器貯蔵地）とするという密約がアメリカとの間で交わされていることが後に明らかになった場所です。

詳細については、沖縄基地問題に関する勉強会の報告の通り、沖縄県 VS 国の闘争は現在も進行中ですが、お察しのとおり国を相手（裏にはアメリカ）にする裁判はなかなかハードルが高く、埋立承認の効力は維持されたまま、工事が進行している状況です。

〈フェンスには『警告』の看板〉



そんな状況のなか、「辺野古新基地」建設の状況を確認に行きました。

まず我々は、辺野古漁港という場所に行きました。辺野古漁港は建設地に隣接する漁港です。漁港のすぐ隣に浜辺があるのですが、ここに陸地から海にかけて有刺鉄線付きのフェンスが設置され、立入禁止区域の内と外を隔てています。フェンスには「警告」の看板が掲げられ、付近を監視員が巡回しています。

そこは、綺麗な海が広がる穏やかな浜辺なのですが、このような場所に似つかわしくない緊張感のある重々しい空気が流れているようで、少し近寄り難い印象を受けました。この海が自然が破壊されアメリカの基地ができてしまうのかと想像すると、心が痛みました。

その後我々は、浜辺の隣にある漁船が停留している場所へ向かいました。そこには、反対住民たちがテントを張って座り込みをしていました。この座り込みは、もう10年以上前から行われているものです。

テントの中には、「辺野古新基地」建設の経緯や問題点といった住民の方々の訴えたい内容がポスターなどの等で掲示されており、訪ねてくる人向けのビラが備え置かれていま

〈漁港に設置しているテント。住民が座り込みしていた〉



した。

我々が行ったときは住民の方が1人滞在してらしたのですが、その方から、「この辺りの漁師たちは、海上で反対運動をする人たちがいないか監視するよう政府から頼まれていて、漁業の補償金と併せて一日5万円ほどの支払いを受けています。テントの前に停留している漁船が監視用の船なのです」という話を聞きました。

ちょうどその時間に海外から来る人たちにレクチャーをする予定だったため、残念ながらこれ以上詳しくお話を聞くことはできませんでしたが、【日本政府（アメリカ）VS 沖縄県（住民）】という単純な構図では語れない問題であることを目の当たりにし、複雑な感情を抱きました。

その後我々は、白先生の案内のもと、車を走らせ次の目的地へ移動を始めました。海拔ゼロメートル地点から内陸の方向へちょっとした山道を登っていくように進んでいったのですが、途中、キャンプ・シュワブのゲート周辺を通っているときに、要所要所で直立し

〈高台から見た埋立エリア〉



〈作業船が停泊〉



て微動だにしない警備員の姿と、巨大な土砂を積んだダンプカーがさっきまで我々のいた辺野古の方へ走っている姿を見ました。

10分ほど車を走らせ到着したところは、ただの道路の真ん中でした。何があるのかと思ったのですが、ここが目的地ではなく、車を降りてさらにそこから徒歩でこれまたちょっとした山道を登るとのことでした。

狭い山道を1列になりさらに10分ほど歩くと、小さな高台に着きました。

この高台から、埋立エリアの海を見下ろすことができました。そこには、基地建設エリアの中に、埋立て工事をするための作業船が数隻浮かんでいました。さっきの浜辺からは見えなかった光景に、工事があの場所で行わ

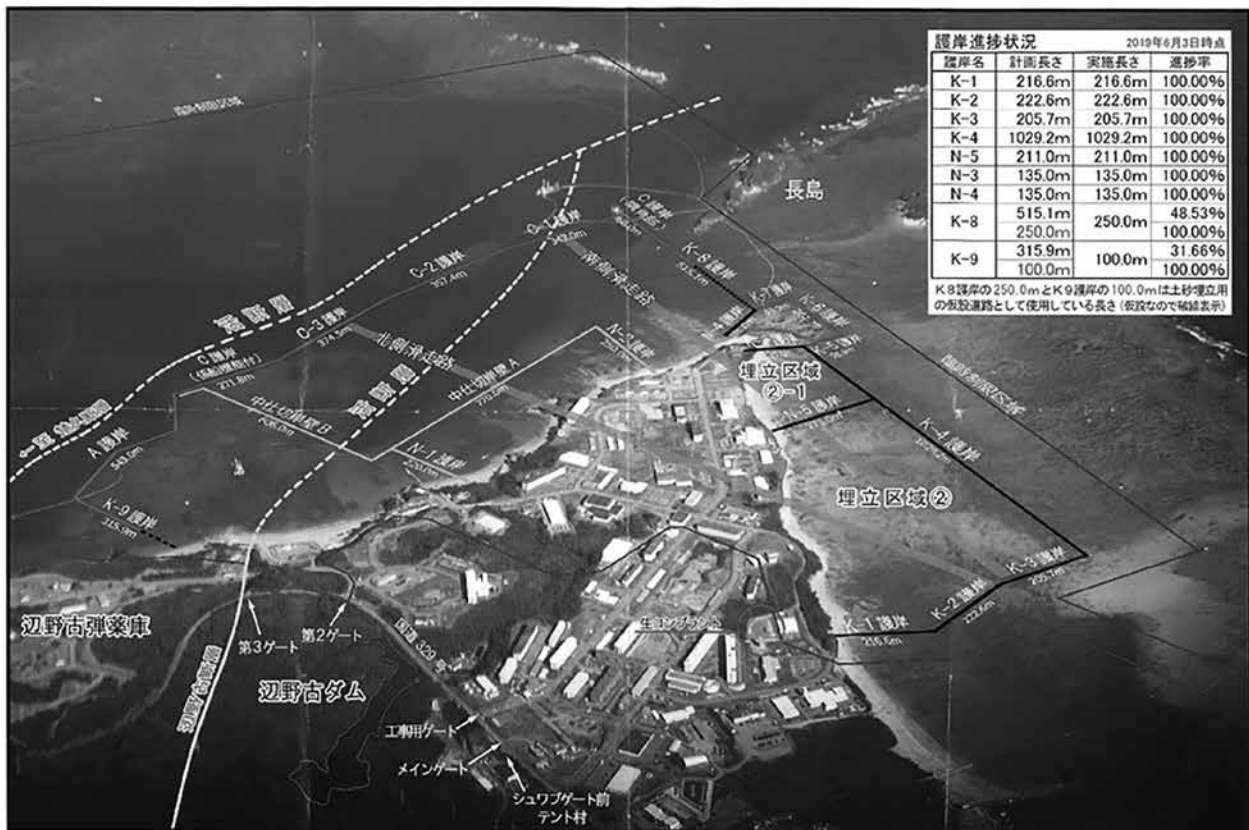
れているとのリアル感を感じました。

ここで白先生から、今見えてる埋立エリアの地盤が軟弱であることが埋立承認後に判明したこと、地盤改良工事のためには水深90メートルまで杭を打つ必要があるが、この深さで工事を行った前例は世界になく、日本には70メートルまで対応できる作業船しかないこと、大規模な地盤改良工事により工費が当初の3倍以上になっており、これからさら

に膨らむ可能性が高いこと、この工費は日本(税金)負担であることなど、辺野古基地建設の問題点を教えていただきました。同時に、裁判で県・住民側が主張していることは、このような問題点に基づいたものだという事をも教えていただきました。

「辺野古新基地」の見学はこれで終了しました。

『辺野古新基地』計画図



へり基地反対協議会 2019年6月11日作成

〈ひめゆりの塔付近のガジュマルの木〉



ひめゆりの塔・ひめゆり平和 祈念資料館

私たちは視察3日目、「ひめゆりの塔」及び「ひめゆり平和祈念資料館」に行ってきました。「塔」と「平和祈念資料館」は隣接しています。

晴れやかな空の下、「塔」の手前には大きなガジュマルの木。その木陰では、一匹のネコが穏やかな顔をして昼寝をして、時折訪問客になでられてご満悦な表情。すべては平和そのものの光景でした。他方で、この場所は、「できれば目を背けたい場所」であり、「できれば見たくないもの」と向き合うことを余儀なくされる場所です。平和そのものの場所で空気が重く感じられます。

太平洋戦争末期、教員に引率されて沖縄陸軍病院に看護活動に従事して犠牲となった沖縄師範学校女子部と県立第一高等女学校の生徒ら（通称が「ひめゆり学徒」）の魂を慰めるために作られた慰霊碑が「ひめゆりの塔」

です。「塔」は、米軍のガス弾攻撃により、ひめゆり学徒を含む病院関係者らが亡くなった伊原第三外科壕だった場所の上に建てられています。驚くべきことに、「ひめゆり学徒」の多くが犠牲となったきっかけは、動員されていた陸軍病院が学徒に対して「解散命令」を出し、米軍が迫っているのに、軍は、学徒に対し、壕を出て自ら行動をすることを求めたからです。「壕」に残った学徒も、上記の米軍のガス弾攻撃で亡くなりました。文字通り、壕を「出ても残っても地獄」でした。

また、「ひめゆりの塔」に隣接する「ひめゆり祈念資料館」には、「ひめゆり学徒」の活動や沖縄戦について説明する展示と共に、「ひめゆり学徒」として命を落とした生徒たちの写真を展示し、数としての戦死者としてではなく、失われた命一つ一つが生を謳歌することができたはずの「人」だったことを伝えています。

新型コロナウイルス、ウクライナ戦争。今、世界は混沌としています。

人権擁護委員会が沖縄視察で訪れた「ひめゆりの塔」及び「ひめゆり平和祈念資料館」が教えるのは、軍の都合により動員され、戦況が悪くなると「解散命令」という名目で切り捨てられ、多くの女学生の命が失われた歴史があるということでした。

現代でさえ、世界が混沌とすればするほど、防衛本能からの不寛容が世界に蔓延します。不寛容さが蔓延した世界で、社会的弱者が切り捨てられそうになったら・・・まさに個人の人権擁護に思いを馳せた3日目でした。

さいごに

冒頭で挑発的な発言をしましたが、今回の

視察報告で一番伝えたいことは、沖縄の問題は、沖縄だけの問題ではないということです。つまり、沖縄の人だけが考えなければならない問題なのではなく、沖縄県外に住む私達が、考えなければならない問題なのだということです。

先の戦争では、沖縄は、本土に先立ち、戦場となり、多くの市民が犠牲になりました。旧日本軍は、本来助ける対象となるはずの民間人をガマから追い出し、自らの拠点とし学徒を動員し強制的に従軍させました。多くのかげがえのない命が失われました。沖縄では、その傷痕が、未だに生活の中に深く刻まれています。嘉数の公園では、子ども達が遊んでいる公園の壁に、銃弾の痕が刻まれています。嘉数公園の高台からは、普天間基地が見下ろせますが、普天間基地は住宅街のど真ん中に陣取っています。嘉手納基地は、沖縄の限られた平地に広く鎮座し、沖縄の東西の交通を妨げています。嘉手納基地の北端に隣接する嘉手納の道の駅には、騒音計が設置されていますが、騒音計が設置されている道の駅はここだけではないでしょうか。辺野古では、軟弱な地盤であることが判明してもなお、現在も埋め立て作業が行われておりますが、工期や費用の目途は立っていません。

このように沖縄では先の戦争から始まった多くの犠牲の連鎖が、現在もなお続いているのです。沖縄の人たちは、これまで人権侵害と戦ってきましたし、今後も戦っていくことでしょう。国が押しつける政策に対し、県が国を相手取って訴訟するという住民自治がここでは実践されています。

では、これらの犠牲は、何のため、誰のためなのでしょう。それは、「日本のため」

であり、「日本国民のため」と言われます。沖縄は、軍事的な意味でも要衝と言われます。翻って私たちは、こうした犠牲を強いている認識があるのでしょうか？多くの人は犠牲を強いている認識はないと思います。それが普通なのかもしれませんが、普通ではいけない。私達の生活は、沖縄の人たちの犠牲の上に成り立っているということを理解すること、沖縄の問題は、沖縄の人の問題なのではなく、私達ひとり一人が考えていかなければならないことと理解すること、これが、私達がせめてものできることであり、人権擁護委員会が沖縄視察を実行した理由です。

沖縄の問題は、現在も継続しています。私達の活動も継続しなければなりません。今回は、パイロット事業的に人権擁護委員会を中心に視察を組みましたが、次年度は、是非とも人権擁護委員会以外の会員や、若手の会員の方々にも参加して頂きたいと思っています。

沖縄は、人権問題、憲法問題のまさに現場であり、現場に行ってこそ、肌で感じられるものがあります。この経験は、今後の弁護士としての活動に有意義なものになることと確信しています。次年度は、2024年2月9日から11日を予定していますので、ふるってご参加ください。

ご協力いただきました、高木吉朗先生、国際交流でおなじみのコーディネーターをお引き受けいただいた白充先生、懇親会でご一緒させていただきました沖縄県弁護士会の皆様、本当にありがとうございます。次回もよろしくお祈りします。

ニューフェイスです

よろしくお願ひします!

新入会員
自己紹介

遠藤
吏恭

えんどう
りく



令和5年1月より弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に入所致しました、遠藤吏恭（えんどうりく）と申します。

出身は埼玉県の幸手市で、地元縁もあってか、さいたまで修習をさせていただくこととなりました。

修習中、たくさんの埼玉弁護士会の先生方にお世話になりました。弁護実務修習では、石河秀夫先生に指導担当をしていただき指導いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

弁護士としてスタートを切ったばかりで、わからないことばかりですが、日々の業務を通して弁護士として成長していきたいと思っております。埼玉弁護士会の先生方や事務局の方々に迷惑をおかけしてしまうかと

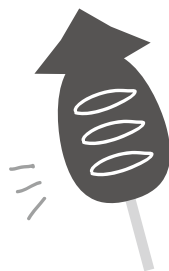
存じますが、精一杯研鑽を積んでまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

趣味はいくつかあるのですが、最近ゴルフを始めました。まだまだ下手ではありますが、いつか埼玉弁護士会の先生方と一緒にコースを回れるような機会をいただける日を夢見て練習を行っております。

また、野球観戦も好きでよくいきます。学生時代は柔道部に所属しておりましたので、特に野球をやっていたわけではないのですが、気づくと球場に通うまでになっておりました。

こうした趣味を通して、たくさんの方々とお話できたら嬉しい限りです。

今後とも、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



小畑
駿

おばた
しゅん



はじめまして。弁護士の小畑駿と申します。現在、弁護士法人KTG浦和法律事務所に所属しております。

出身地は、東京都練馬区で、高校は私立城北高校、大学は早稲田大学を卒業し、埼玉での1年間の司法修習を経て、浦和で働かせていただくことになりました。

モットーは「やるからには全力で」。このモットーに基づき、大学生の時には、全力でアルペンスキーに挑戦して、今ではスキーが趣味となっています。雪がない季節は、アニメ・ゲームが趣味です。特に「ガンダムvs」シリーズというアーケードゲームのため、10年以上、ゲームセンターに通っております。

私は、自らの親族の遺産相続

に関する法的トラブルを通じて、「法律を知らない」からといって損をすることがないように手助けができるようになりたいと思い弁護士を目指しました。

ご相談者様にとって、訴訟などの法的トラブルは馴染みのない事柄であり、たくさんの不安や疑問を抱えているだろうと思います。その不安や疑問を解消すべく全力で取り組みますので、何卒宜しくお願い致します。



お世話になっております。

75期の抱井俊輔と申します。

このたび埼玉弁護士会に所属することとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

修習もさいたま修習で、さいたまの先生方には大変お世話になりました。

趣味は料理で弁護士になってからも自炊を続けております。

今後も自炊を続けられるように頑張っていきたいと思っています。

何か得意料理と言えるようなものができればと考えておりますが、特に見つからないままここまで来てしまいました。

仕事について、日々の業務をこなすのに悪戦苦闘しております。

す。

弁護士の業務を始めて半年以上が経過しましたが、仕事に慣れることなどなく、常に勉強不足を痛感しております。

自己紹介をする際には何か気の利いたことを言わなければならないと新人研修会で教わりました。

しかし、何か面白い話でもないかなと考えていたら本来予定していた自己紹介の提出期限を徒過してしまい、延長していただいた新たな期限の当日になってもアイデアがわいてくることはありませんでしたので、あきらめることにしました、申し訳ございません。

埼玉弁護士会の皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



はじめまして。この度埼玉弁護士会に入会いたしました田川亮と申します。

私は、さいたま市出身で、修習で山形に行くまでずっと埼玉に住んでいました。埼玉は、他県に誇れるような観光名所こそ多くないかもしれませんが、「住めば都」という言葉がぴったりの県だと思っています。スーパ

ー、コンビニが近くにたくさんありますし、他県への移動もスムーズにできます。修習を機に他県で暮らしたことで、埼玉の良さに気づくことができました。

一方、山形も、季節ごとにおいしい食べ物がたくさんあり、通勤時間が短くて（ここは埼玉にはない魅力でした。）良いところでした。しかし、初めて過ごす雪国の冬は、危険がいっぱいでした。最初こそたくさん降る雪に興奮していましたが、やがてその興奮も冷め、転ばないように注意して歩くので精一杯でした。地元の人たちは、「長靴が最強」だと言っていたので、事前に用意していた長靴を履いて意気揚々と町へ繰り出したものの、油断するとすぐに転びます。1年弱と短い期間でしたが、雪国で暮らすのは大変だと思いました。

趣味は野球観戦です。地縁はないのですが、スクワットをしながら応援するファンの姿が妙に印象に残り、広島カープを応援しています。

最後に、まだまだ未熟ではございますが、日々精進してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



種子 幸奈
たねこ ゆきな



みなさま、はじめまして。弁護士法人川越法律事務所の種子幸奈（たねこゆきな）と申します。修習期は75期で修習地は埼玉でした。

弁護修習先でのご縁で川越法律事務所に所属させていただくことになり、事務所の先生方、事務局の方、事務所外の先生方、弁護士会の事務局の方、沢山の方々に助けていただきながら、絶賛、新米弁護士としてお仕事をさせていただいております。この場を借りて日頃お世話になっているみなさまに心より感謝申し上げます。

生まれは埼玉ですが、一歳から大学卒業までは新潟で過ごしました。種子という苗字は大変珍しく、電話では、これまで何度となく、「かねこではなくて、たちつととの『た』でたねこですと説明してきました。小さい頃は珍しい苗字がなんだか嫌だなあと思うこともありましたが、今となっては、私自身が個性的な方ではないので、苗字だけでもインパクトが大きいことにありがたみを感じます。

事務所の先生と一から携わった事件で、初めてきちんと終了したとき、依頼者から「今回、ご依頼して本当に良かったで

す、本当にありがとうございました」というメールをいただきました。なんともいえない嬉しい気持ちになり、こういう言葉を時々でもいただくことができれば、弁護士を細く長く続けられるのかなあと思いました。

弁護士としての原点を忘れず、自分らしく、もがいていきたいと思えます。ご指導ご鞭撻のほど、何卒、よろしく願いいたします。

中西 辰憲
なかにし たつり



はじめまして。この度、埼玉弁護士会に入会させていただきました、75期の中西辰憲と申します。

ベリーベスト法律事務所の大宮オフィスにて勤務しております。

出身は大阪府ですが、司法修習がさいたまであったこともあり、ご縁があつて埼玉にて活動させていただくことになりました。

趣味は、テニス、プロ野球観戦、TVゲーム、映画鑑賞です。土地柄、当然のように阪神ファンになりました。せっかく埼玉に住んでいるので、ベルーナドームで、阪神と西武の日本シリーズを観戦できる日が来れば良いなと思っています。また、新

しくゴルフを始めたいと思っているのですが、なかなかきっかけを掴めずにいる状況です。

業務においては、毎日のように壁にぶつかり、上手くいかないことばかりですが、自分の目指す弁護士像である、「依頼者の気持ちに寄り添える身近な弁護士」になれるよう、日々頑張っていく所存です。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

松澤 正則
まつざわ まさのり



はじめまして。法テラスに所属しているスタッフ弁護士の松澤正則です。東京都出身です。

私は、今年1年間は養成事務所である川越法律事務所でお世話になっています。修習地でもある埼玉では、修習生の時から本当に温かく迎えてもらいました。愛着のある埼玉の地で弁護士としてスタートできることに喜びを感じています。

私は、困っている人の力になりたいと思い、弁護士を志しました。川越では、金銭関係や離婚、職場等における様々な問題で苦しんでいる人に接する機会がとても多いです。また、刑事事件の多さにも驚いています。自分の力不足を痛感する毎日

はありますが、少しでも相談者の悩みや不安を解消するお手伝いできればと思っています。

趣味は、読書（漫画も好きです）、映画鑑賞、美術鑑賞、音楽鑑賞（クラシック等）、旅行などです。食べることも大好きです。仕事が忙しく、なかなか趣味を楽しむ時間を持たないのが悩みではありますが、その分休日が楽しく感じられる気がしています。

埼玉にいられるのもあとわずかと思うと大変寂しく感じます。この貴重な時間を大切にしながら、弁護士として成長していきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

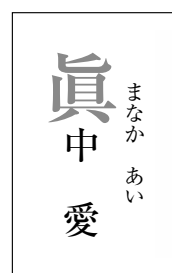


川口市民法律事務所の松本と申します。私は、埼玉県川口市で2007年から司法書士として独立開業しております。当時の事務所の名称は川口市民法律事務所。「法務」を「法律」に変えるため6年間勉強して弁護士資格を得ました。司法修習中は司法書士業務を受託することが許されず、同業の方をお願いしていましたが、司法修習が明けてその業務が戻ってきたので、元の場所で執務しております。従って、弁護士としてはいわゆ

る「即独」となります。自分としては、先輩弁護士の下で研鑽し、弁護士としての能力を高めてから独立したかったので、やむを得ずの独立です。

執務を開始したばかりの数か月前は、特に刑事事件で右も左も分からず、名簿で配転されたらどうしようとビクビクしていました。しかし、実際に配転された際、同業の先生方が、本当に親切にご指導くださいました。今後も先輩方のお力をお借りして、早く一人前になれるよう精進したいと思っています。

私には、趣味がたくさんありまして、陸海空すべてのフィールドを制覇しています（笑）。司法試験に合格したら、最もハードルの高い「空」をフィールドにするスカイダイビングを始めたいと思っています。修習中に桶川で習い始めました。そして、たくさんの趣味の中から、皆様にご提案できるものもあるかと思ひ、厚生委員会に入りました。何らかの企画ができたらしら、ぜひご興味がありましたら、ぜひご参加いただき、一緒にできたら幸いです。



ご挨拶

皆様、初めまして。この度、埼玉弁護士会に入会させていただきました、アルプス法律事務所の眞中愛（まなかあい）と申します。

出身地は、長野県長野市ですが、結婚を機に埼玉県に移住致しました。

埼玉県は、新幹線の停車駅があり、日本全国何処へ行くにも何処から来るにもアクセスのよい地であると思います。

このようなよい地埼玉において、社会貢献に携わる職務を担う弁護士として活動させて頂く機会を頂いたことを心より感謝しております。

私が弁護士を志したきっかけは、自分自身が相続や身分に関する問題に直面した経験からです。

自分が法的問題に直面した時、解決策やその実現可能性が分かれば、不安の中にも多少の勇気が湧き、問題解決に向けて頑張れるのではないかと考えました。

このような自らの体験から、依頼者の話をよく聞き、紛争の争点を的確に把握したうえ、依頼者の利益に適いかつ納得の得られるような弁護士になりたい

との理想を描くようになりまし
た。

そして、少しずつ皆様に信頼
していただけるような弁護士と
なりたいと考えております。

とは申しましても、至らぬこ
とが多く、埼玉弁護士会の方々
にご迷惑をおかけしてしまうこ
ともあると思いますが、何卒ご
指導ご鞭撻のほどよろしくお願
い致します。



この度埼玉弁護士会に入会し
ました 75 期弁護士の宮本澄香
と申します。埼玉総合法律事務
所に所属しております。今回、
新入会員の自己紹介のために貴
重な紙面を頂戴し、深く感謝申
し上げます。

出身は京都、司法修習地は東
京でしたが、この度ご縁をいた
だいて埼玉に参りました。埼玉
では新しい環境での仕事、生活
を自分なりに楽しんでます。

私は、大学卒業後、約 5 年間
障害者福祉施設(就労支援施設)
の支援員を務めていました。社
会福祉士及び公認心理師の資格
も保有しています。

前職の仕事は、弁護士業とは
全く違う分野と思われることも
多いのですが、対人支援職とい
う点では共通する部分が多いと

感じています。アプローチの方
法は違えども、ご依頼者の方と
対話しながらその人生を前に進
めるお手伝いをするという点に
おいて、両者は似た部分がある
のではないのでしょうか。

前職の経験もあり、障害者の
権利問題やひきこもり問題、そ
の他著作権関連事件に興味があ
ります。とはいえ、新人時代は
分野に拘らず、多様な事件を受
任、処理する中で成長してい
きたいと思っております。今後と
もご指導ご鞭撻を賜りますよ
う、どうぞよろしくお願いいた
します。



今年から、大倉浩法律事務所
に入所いたしました、第 75 期
の望月一平と申します。生まれ
も育ちも武蔵浦和です。福岡で
の修習を経て、また浦和の地で、
なにより大倉浩法律事務所働
くことができるとても嬉しいで
す。

弊所では、いわゆる町弁とし
て様々な案件がきます。そのた
め、日々分からないことばかり
で、調べては書き、調べては書
きの繰返しで、なんとか食らい
ついております。

今後、様々な事件に対応し、
様々な依頼者様とお会いするこ

とで、弁護士としても人間とし
ても成長していければと思っ
ております。

私は、色々な人とお酒を飲む
こと、フットサルをすること、
麻雀をすることが好きです。機
会がありましたら、お声がけ頂
けますと幸いです。

委員会活動等にも積極的に参
加させていただき所存ござい
ます。

諸先輩方におかれましては、
何卒ご指導ご鞭撻の程よろしく
お願い申し上げます。



はじめまして、令和 5 年 1 月
より弁護士法人グリーンリーフ
リーフ法律事務所に入所しまし
た、安田伸一朗と申します。

私は、生まれも育ちも埼玉県
です。この慣れ親しんだ埼玉の
地で、困っている方を救いたい
という思いから弁護士になろう
と決意いたしました。

まだ弁護士として働き始めて
1 年弱ですが、依頼者の抱えて
いる悩みの根底にある問題をい
ち早く汲み取り、できるだけ分
かりやすく・丁寧にご説明し、
最適な解決法を提案できるよう
な弁護士を目指すべく、日々研
鑽に努めております。

おいしいご飯屋さん巡りが好

きで、埼玉県内に限らず、いろいろな場所でおいしう飯屋さんに行くことが趣味です。

まだまだ、至らぬところが多々あり埼玉弁護士会の先輩方にはご迷惑をおかけするがあると思いますが、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



はじめまして。75期司法修習を修了し、この度、埼玉弁護士会に入会させていただきました、渡邊千晃と申します。

2023年1月より、弁護士法人グリーンリーフ法律事務所にて執務しております。

司法修習地はさいたまでして、修習中は、埼玉弁護士会の諸先生方にお世話になりました。今後の弁護士活動を通して、修習中に受けたご恩を返していきますように、精進して参りたいと思っております。

最近は、一念発起し、スイミングスクールに通い始めました。幼少期にもスイミングスクールには通っていたのですが、当時、間違った泳ぎ方を覚えてしまったのか、今までほとんど泳げませんでした。スイミングスクールに通い始めてまだ間もないですが、正しい泳ぎ方を教えてもらうことで、徐々に泳げるようになってきていると感じ

ています。それと同時に、人間、一度間違ったやり方を覚えてしまうと、他人から指摘されるまで、その間違った方法を続けてしまうということに、ハッと気付かされました。翻って、弁護士業務についても、一度間違ったやり方を覚えてしまうと、自分でそれを正すことは難しいことだと思ひます。スクールの先生に教えてもらうように、日々の業務においても、諸先輩方から正しいやり方を学ぶことが大切だと感じている今日この頃です。

最後に、私自身、至らぬ点多々あるかと存じますが、埼玉弁護士会に関わる全ての皆様に、今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願申し上げます。



埼玉弁護士会会報 第 104 号

発行日 2023 年 8 月
発行者 埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂 4-7-20
TEL048-863-5255
編集 企画広報委員会
印刷 (株)埼玉総合宣伝センター
さいたま市浦和区高砂 2-3-10
TEL048-825-7531